

平成 30 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 7 回定例会 12月 4 日 開 会
12月11日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 30 年 12 月 7 日（金曜日）

第 7 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成30年12月7日（金曜日）

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | | | |
|---|----|----|-----|
| 町 | 長 | 佐藤 | 仁君 |
| 副 | 町長 | 最知 | 明広君 |

| | |
|----------------------|---------|
| 會計管理者兼出納室長 | 三浦清隆君 |
| 總務課長 | 高橋一清君 |
| 企画課長 | 及川明君 |
| 震災復興企画調整監 | 橋本貴宏君 |
| 管財課長 | 佐藤正文君 |
| 町民稅務課長 | 阿部明広君 |
| 保健福祉課長 | 菅原義明君 |
| 環境対策課長 | 佐藤孝志君 |
| 農林水産課長 | 千葉啓君 |
| 商工觀光課長 | 佐藤宏明君 |
| 建設課長 | 三浦孝君 |
| 建設課技術參事 (漁港・漁集担当) | 田中剛君 |
| 復興推進課長 | 男澤知樹君 |
| 綜合支所長 | 佐久間三津也君 |
| 上下水道事業所長 | 阿部修治君 |
| 南三陸病院事務長 | 佐藤和則君 |
| 總務課長補佐 兼總務法令係長 | 岩淵武久君 |

教育委員会部局

| | |
|--------|-------|
| 教育長 | 佐藤達朗君 |
| 教育總務課長 | 阿部俊光君 |
| 生涯學習課長 | 三浦勝美君 |

監査委員部局

| | |
|--------|-------|
| 代表監査委員 | 芳賀長恒君 |
| 事務局長 | 三浦浩君 |

選挙管理委員会部局

| | |
|-----|-------|
| 書記長 | 高橋一清君 |
|-----|-------|

農業委員会部局

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 千葉啓君 |
|------|------|

事務局職員出席者

| | |
|--------------------|-------|
| 事務局 長 | 三浦 浩 |
| 総務係 長 兼 議事調査係 長 | 小野 寛和 |

議事日程 第4号

平成30年12月7日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情7の1 「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書
- 第 4 陳情7の2 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書」採択を求める陳情書
- 第 5 陳情7の3 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書
- 第 6 陳情7の4 「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情書
- 第 7 陳情7の5 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書
- 第 8 陳情7の6 「被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 9 議案第138号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第139号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第140号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第141号 南三陸町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第142号 南三陸町オーストラリア友好学習館設置及び管理条例を廃止する条例制定について
- 第14 議案第143号 工事請負契約の締結について

- 第15 議案第144号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第145号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第146号 工事請負変更契約の締結について
- 第18 議案第147号 工事請負変更契約の締結について
- 第19 議案第148号 工事請負変更契約の締結について
- 第20 議案第149号 工事請負変更契約の締結について
- 第21 議案第150号 業務委託変更契約の締結について
- 第22 議案第151号 業務委託変更契約の締結について
- 第23 議案第152号 業務委託変更契約の締結について
- 第24 議案第153号 財産の売り払いについて
- 第25 議案第154号 町道路線の変更について
- 第26 議案第155号 町道路線の認定について
- 第27 議案第156号 公有水面の埋め立てについて
- 第28 議案第157号 指定管理者の指定について
- 第29 議案第158号 指定管理者の指定について
- 第30 議案第159号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第31 議案第160号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第32 議案第161号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第33 議案第162号 人権擁護委員の高所者の推薦について
- 第34 議案第163号 平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。活発なご発言を期待をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

建設課長の退席を許可しております。なお、課長にかわりまして建設課長補佐兼建設総務係長が着席しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番今野雄紀君、10番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告8番後藤伸太郎君。質問件名、1、ごみの処理について。以上1件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇発言を許します。5番後藤伸太郎君。

〔5番 後藤伸太郎君 登壇〕

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。

では、議長の許可をいただきましたので、壇上より登壇しての一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回は、1件の質問を町長にさせていただきます。

ごみの処理についてということでお伺いします。

ごみの処理に係る費用は年々増加しております。後段の部分で具体的に数字を挙げてお話しさせていただきたいと思うんですけれども、決算ベースでじんかい処理費に限って申し上げますと、平成24年のじんかい処理費が約1億1,300万です。これが平成29年ですと3億800万、およそ1億9,300万ですか、増額しております。きのう、めぐるステーションについてのお話も一般質問の中でございましたけれども、このごみ処理の仕組みについてさまざまな検討、

実証実験、実証試験が行われていると伺っております。エコタウンへの挑戦を掲げ、いのちめぐるまちを目指す当町においてはこのごみ処理をめぐる仕組みは極めて重要なインフラの1つと位置づけ、慎重に検討する必要があると思っておりますけれども、町長のお考えを伺いたいと思っております。

1点目といたしまして、ごみ袋、ごみ収集に係る費用の有料化が検討されていると伺っておりますが、それによってどのような成果が得られるとお考えなのでしょうか。

2点目といたしまして、家庭ごみとは別の事業系ごみ、事業系ごみ処理の現状と課題はどのように認識されておるのでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

後藤伸太郎議員のご質問、ごみ処理ということについてお答えをさせていただきます。

1点目のご質問、ごみ袋の有料化についてであります。一般的にごみの有料化による効果は次の3つが期待できるというふうに言われております。

1つ目といたしましては、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進であります。

ごみの有料化を導入することで費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、排出量の抑制が期待できるものであり、ごみの多少は焼却施設や最終処分場などの処理費用にも大きな影響を及ぼし、焼却量の削減は二酸化炭素発生の抑制にもつながることになります。また、家庭から排出されるごみであっても可燃性ごみと資源物等の手数料に差を設けることで、分別の促進や資源物の回収量の増加が見込まれます。

2つ目といたしましては、排出量に応じた負担の公平性であります。

税金のみを財源として実施するごみ処理事業は、排出量の多い町民と少ない町民とではサービスに応じた費用負担に明確な差がつかないのが現状であります。ごみの排出量に応じて手数料を徴収する有料化は、ごみを多量に排出する場合は負担が多く、少量の場合には負担が小さくなり、費用負担の公平性が確保されるということになります。

3つ目といたしましては、住民による意識改革であります。

ごみの排出に手数料を設定しない場合はごみの排出抑制の意識が弱い傾向にありますが、有料化を導入することによりまして排出量に応じて費用負担が発生することから、処理費用、分別方法、再利用の促進に関する意識改革が図られるというものであります。

そのほかにも、手数料収入を活用して環境施策の充実が図られるとともに、一般廃棄物の排

出抑制、再生利用の促進により、環境負荷の低減が図られることなどがあります。

当町におきましては、これら効果の多寡はあるにせよ、全ての効果が期待できるものと考えております。しかしながら、ごみの有料化だけでごみの減量化、資源化の目標が達成できるとは考えておりませんので、引き続き環境教育、出前講座、再利用の促進、啓発活動などの環境施策を総合的に展開していかなければならないと考えております。

次に、2点目のご質問、事業系ごみの処理についてお答えをいたしますが、当町の事業系ごみ量の推移は平成23年度以降増加傾向になっております。平成23年度には559トンであったものが平成28年度には1,272トン、平成29年度には1,278トンとなっております。この増加の要因は、東日本大震災において被災した事業者等のなりわいの再建や交流人口の拡大が図られたこと、さらには復旧・復興に関連する事業者が新たに町内に事務所、寄宿舍などを設けたこと、そして平成27年度からは多量に海岸漂着物が搬入されたことによるものと考えております。

事業系ごみについては、事業者から委託を受けた廃棄物許可業者が町内の各事業所を巡回し、一括回収しております。また、クリーンセンターに直接ごみを搬入する事業者のうち、定期的に排出する事業者7社などについては識別するカードを配付しておりますことからごみ量を管理できているところですが、不定期の持ち込みである一般事業者については個々のごみの組成までは把握できてはいないのが現状であります。

家庭系ごみの減量化、資源化については、町民に対し広報誌、チラシ等による啓発活動、環境教育などを実施して協力をお願いしているところではありますが、事業者に対しましても、生ごみの分別収集について毎年各事業所を訪問するなどしており、参加事業者も増加しているところであります。今後は、生ごみ以外でも資源化のための分別等の協力を含めて普及啓発活動は重要と認識しておりますことから、効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

また、事業系ごみの手数料について、平成26年4月の消費税引き上げの際に行った改定は、隣接自治体等との手数料の均衡に主眼を置いたものとなっておりますことから、事業者としての負担割合などコスト的な部分も含めて見直しを図る必要があるものと考えております。手数料の改訂については、家庭ごみ有料化の導入の検討結果を踏まえて、具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

町といたしましては、ごみ総排出量を抑制していくためには事業系ごみの推移が大きく影響するものと考えておりますので、事業者の方々には減量化、資源化のご協力をお願いをして

まいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、今回1点だけごみの処理についてということでお伺いしてまいりますので、全体的なお話というかですね、環境問題全般ということではなくて、ごみの処理に係る、私の場合ちょっとコスト、費用の面について主に、主眼を置いていろいろご質問させていただきたいな、議論させていただきたいなというふうに思っております。

まず、1点目の有料化、ごみ袋、まあちょっとごみの有料化といたらいいのか、ごみ袋の有料化といたらいいのか微妙なところですけども、ちょっとここについて若干触れさせていただきたいんですけども、先般説明会が町内でありましたと。今はごみ袋、南三陸町指定のごみ袋がコンビニとかいろいろな商店で売っています。その値段を、消費者目線からすればその値段を上げると。大体もう金額聞くと倍ぐらいになると。その上がった分は町が収入として受け取るというような仕組みに変えようと思うのですが、いかがですかというような説明会だったというふうに聞いておるんですけども、それで間違いないでしょうか。その認識でよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 説明会、52地区で開催をしております、説明会に参加いただいたのは1,171名の方々です。参加率が27.6%ということで、その中で大体の方々についてはごみの有料化、いわゆるごみ袋の有料化ですが、基本的にはご了解という、余り異論は出なかったと聞いておりますが、具体的な説明内容については担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうから有料化につきましてご説明をしたいと思います。

ただいま町長がお話しましたように9月20日から11月の上旬までですね、52カ所において説明会をいたしました。そのときの内容ですけども、有料化につきましては、現在30リッター、それから45リッターの袋がございます。45リッターにつきましては大体料金的に30円から40円、それから30リッターについては20円から30円の中で、いろいろ環境審議会等の意見を踏まえながら最終的に価格を決定するというご説明をさせていただきます。具体的なその料金の利用につきましては、基本的にはごみの費用の増大が図られていますし、当然施設の老朽化というものも大きな問題でございますので、それらの処理費用とともに、それから環境施策のほうに回すと、そういうふうに考えているということでの説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ごみ袋を値上げすることでどんな効果があるんですかというふうな質問させていただきましたが、ごみの総量が減るでしょうと、ごみをいっぱい出すのを控えるようになるでしょうと。それからいっぱい出す人からはいっぱいお金をもらおうと。少なくともごみの減量化に協力している人は、その分ごみ袋の使用量が減るわけですから、少ない手出しで済みます。それによって公平性を担保すると。それから町民の意識、ごみを出すということはこんなにお金がかかるんだよということを知らしめるために使うという大きく3点だったと思うんですけれども、2点目の負担の公平性ということに関していえば、ごみ袋の値段を上げなくてももともとごみいっぱい出す人はごみ袋いっぱい買うわけですから、公平性の担保というのはごみ袋が高額であろうが低額であろうが、一定の割合でその公平性は確保できるんじゃないかなと私は考えますけれども、その辺、金額を上げないとなぜいけないのかということ町長どのようにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど大体考えられる、想定される効果ということで3つを挙げました。その中の1つに公平性ということも申し上げさせていただきましたが、実はこの公平性というのが1つだけでひとり歩きするのではなくて、その公平性がイコール意識改革とか、それから排出抑制、そこに一体としてつながっていくものだというふうに思っておりますので、とりわけこの部分だけがどうのこうのということではなくて、この3つ一体となってごみの総排出の抑制を行いたいという考え方で有料化ということで考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一体化ということであれば、やっぱり一番大事なのは、何ていうんでしょう、一番というとな難しいんですけれども、町民の意識、町民の皆さんにうちの町は環境大事にする町ですから、ごみをもっと減らしましょうよということを広く周知するということが大きな目的であって、それによってごみの発生が、総量、家庭から出るごみの総量が減るということにつなげて、そうすれば今町外、気仙沼市さんにごみを持って行って燃やしてもらっているわけですから、その持っていくごみが減るよねと。そしたらコストも減るよねという論法なのかなというふうに思いますが、では、ごみ袋を値上げして、実際にごみの総量は減りましたという事例はどのぐらいあるんですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ごみの排出を抑えるということの取り組みについては震災前からやっておりました。とりわけ今やっているんですが、なかなかお呼びがかからないんですが、出前トークというのをやっております、震災前に志津川中学校の3年生からよく呼ばれました。そのときに必ず私お話をさせていただいたのは、ご家庭に帰ってお母さんに生ごみの量を減らしてくれということで、いわゆるそのときに生ごみの、何だっけあれ、コンポストじゃなくて（「コンポスト」の声あり）とか、そういう補助がありますからという、要するにごみの排出量の約3分の1を占めるのが生ごみです。したがって、生ごみをいかに抑制するかということが、ごみの排出量の抑えるということについて大きなウエートを占めるというふうなことで、今後藤議員お話ししたようにですね、ごみの焼却については重さで支払わなければいけない。それに伴って焼却灰が出れば、それも必然的にごみの量が多ければ焼却灰も多くなるということですので、いわゆる委託料がとにかく両方とも多くなってしまいうことがございましたので、ずっと、これまでもずっと口癖のように言ってきたのは、総排出量をいかに落とすかということをやっているとずっと言っていました。したがって、今回また震災後にこのようないろんな取り組みを今やっておりますが、その中でやっぱり究極的にはいかにごみの量を減らすかと、いかに資源化に回すかということが非常に大事なんだろうというふうに思っております。なお、補足的な説明については、あとは担当課長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 今、手元の資料ちょっと古くなります。平成17年度から19年度における家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体の関係のアンケート調査の中で見ますと、54件中47件で1人当たりの収集量が減っているというふうな環境省の手引書がございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 排出総量、ごみの総量を減らすのが一番肝要であるというお話でした。でしたら、でしたらというか、今いみじくも町長ご自分でおっしゃったんですけれども、再資源化、要はリサイクル率を向上させるということが重要です。ごみ袋を有料化して値上げすることが再資源化と直結しないというふうに思うんですけれども、もっと再資源化を促す努力、それから、そういう仕組みを考える、そういう仕組みをつくるということをまず優先すべきであって、いきなり町民負担につながるごみ袋の有料化が今のタイミングで出てくる

というのは、ちょっと早くないですかというふうに個人的には思うんですけども、町長どのようにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども申しましたように、総量の抑制と資源化というのは、これは一緒のものだというふうに思います。したがって、資源化をどうするかということについて、きのうもいろいろご議論いただきましたが、めぐるステーションのほうでいかに資源化、リユース、リサイクル含めてやろうかということの取り組みをやっております。

それとともに、やっぱり排出量をいかに減らすかということも我々は考えなければいけない。その中での1つの考え方として、ごみの有料化、基本的にはこういったごみの有料化を図ることによってごみの排出量、これが低減なっているということは、これは全国的にも示されている事例でございますので、そういう選択肢を我々としてさせていただいたということになります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ごみ袋を有料化することで総量が減るといようなデータがあるということでございますけれども、私が思うに、ちょっと前にもこの話あったと思うんですよ。要は、各家庭で生ごみの分別をお願いしますと。それによって、それぞれの家庭から出るごみの重量が減るはずですよ。今燃えるごみ、生ごみの分別の前に燃えるごみで出しているうちの3割は生ごみですから、それが生ごみとして分別されれば3割減りますよ。その分ごみが減ってコストがかからなくなるはずですよというお話がありましたが、じんかい処理費は3倍になっているわけですよ。ごみ袋有料化すると減るはずですよから有料化させていただきますという議論には、やすやすとはできない理由が私は実はそこにあると思ってまして、減るはずですよからということだけでは、ちょっと弱いなというふうに思います。ですので、我が町においてはこういう事情があって、なので有料化がぜひ必要なんですという根拠には1つ足りないと思います。

生ごみの分別をするために、ご家庭の主にお母様方でしょうか、女性の方中心に努力しているわけですよ。余り触りたくない汚いものをちょっと触ってバケツに入れて、それをどこの家庭の生ごみが入っているかわからないごみ箱を開けて、毎朝、毎朝じゃないか、何回か捨てているわけですよ、週に。それは結構大変な労力だと思います。それをやってもなおコストが下がらなかったわけで、それをごみ袋有料化したからといってほいほい総量が下がるとは到底思えないんですけれども。家庭は既に努力をしています。そこにさらなる負担を強い

るというからには、ごみ袋の有料化がこれほど効果的なんだという事例をもうちょっと詳しく、わかりやすく説明していただく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、そこはどのようにご説明なさるおつもりでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） まず、当町のごみの組成から申し上げますと、確かに他の自治体とは違いまして生ごみを、処理施設を設置してそこに委託していると。目標値は約1,300トン程度なんですけれども、実態としては生ごみの収集というのは300トン程度でいっているということで、なかなか家庭からのごみが集まっていないというふうな特殊性があります。

それから、今後施設も老朽化しておる状況です。かつ、歌津地区にも草木沢という焼却施設がございますが、今後、今は合併協議の以降老朽化しておるところなんです、何とか稼働しながら70トンから80トンのごみ量を焼却しているという状況で、全体的なごみの量としては減らないんですけれども、いずれまた使用できなくなればそういう負担のほうも処理数量の中で可燃性ごみの中に入ってくるということで、全体的にごみ処理施設のほうも老朽化して改善を必要としている状況にあると。あるいはごみのあり方を見直す時期に来ているというような状況であります。かつ、先ほど来、自治体に依存しているというお話をしておる状況なんです、焼却にしても気仙沼市さんのほうにお願いしていて、実際気仙沼市さんでも平成31年度には精密機能検査をやって炉の新設か、もしくは大規模な改修かというような状況も現実問題としてございます。

ですから、当町に今置かれているごみ処理に関する時期というのは非常に過渡期にあるわけです。そうしたことを踏まえて、将来の住民のサービスの維持を考えますと、どうしても今の時点からいろいろ先々にある程度負担を想定した中でサービスをいかに維持しなきゃいか、あるいは負担を少なくしなきゃいかということを考えなければならないということで、今回有料化ということで、全てが有料化で終わるというわけではなくて、それも1つの手段として、先ほど町長がお話しましたようにごみの抑制が一番です。

今国のほうでも、第3次の循環型社会形成の中でも、従来はリサイクルというところに力が入ってこれまで進めてきましたが、ごみの抑制、リユースという部分でマイバッグ、マイ箸、それから3010とあって、宴会あるときは30分食べてお酒をついだ後は最後の10分は食べていただくということで、食品ロスというような形で具体的な取り組みを国のほうでも始まっています。

当町におきましても、こういうふうな産業形態、海を主体とした産業形態のごみの質という

のは、どうしても殻とか重い重量のものがどうしても多く発生する傾向にありますので、そういう部分は十分踏まえながら、ごみ処理の費用の負担あるいはごみ量の推定などをする必要性があるかと考えていますので、早目に手をつけたほうが将来の南三陸町の持続的なまちづくりのためにはよろしいということで、町民に対していろいろ理解を求めて説明会を開始した背景がございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 熱くなってまいりました。いいですね。

その認識はちょっと違うと思います。今やらなければ、この後将来世代にツケを残す可能性がある。だから今のうちにやれる手は全て打っておくんだというのも一見正論のように見えますけれども、であるならば、町民負担がなるべく目に見えて起きない形からの手段から始めるべきなんじゃないでしょうか。直接的にごみ出すとお金かかるんですよ、だからお金かけますというのは余りに短絡的といいますか、そこが最初に出てきちゃうのはちょっとおかしくないですか。もうちょっと今生ごみの分別も始まってもう2年、3年ですか、そこそがまさに過渡期ですから、そこにもっと、まだ、何でしょう、参加率等も完ぺきとは言えない状況ですから、そっちの取り組みを、まず委託料も払っているわけですからもっと充実させた上で、いや、どうしようもないと、もうこれ以上手は尽くせないとなって初めて有料化が出てくるのかなと思うんですけれども、その認識はちょっと違うということのようです。

ただ、一方で、今のうちにやれる手は全部打っておくんだということは、考えとしては一定の理解は示せるかなと思いますが、私としてはもうちょっと別な手段から手をつけるべきではないですかというふうに思います。

では、もうちょっとほかの手段というのはどういうことがあるのかという話をちょっとさせていただきたいんですけれども、きのうもちょっとお話ありましためぐるステーションですね。きのうの一般質問の中で、あれは民間事業者の方がご自分の費用負担で全部やっつけると。最初は100人ぐらいの登録だったのが400人になりましたと。みんな継続を求めています。よかったよかったというようなお話でございました。1つちょっと確認させていただきたいんですけれども、そこで実証実験で2カ月の間、プラスチックごみとか普段は燃えるごみとして燃やされているものを分別して集めました。2カ月間のうちに集まったその分別されたごみというのはリサイクルに回ったんですか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 自主事業でありましたが、アマタさんのほうでもその処理に関してはなかなか難しいということで、町のクリーンセンターのほうに直接可燃性ごみとして搬入されている状況です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 非常に言いづらいことなんですけれども、みんなに頑張って集めていただいたやつなんですけれども、あくまで実証試験ですので、データを取るのが目的でしたので結局は燃やしたわけですよ。ですので、それを聞いて、いや実はうちの家の中でね、母親に、いや、ごみの分別すごく熱心にやってくれまして喜んでいたんですけれども、結局燃やすんだよと言ったらすごくショックを受けてまして、ですから、何ていうんでしょう、その気持ちがね、盛り上がったのにそういうこともありますんで、もうちょっと何ていうんでしょう、目に見える形で、せっかくやった努力したものが結果としてコスト減につながったんだというような取り組みにぜひしていただきたいかなと思うんです。そこにはやっぱりアマタさんだけで、民間の事業者だけではリサイクルにまで出すとなればもっとコストがかかりますから、そこはやっぱり町の協力がもっとあってもよかったのかなと思うんですけれども、今回民間主体でということであえて切り離してというか、そちらはそちらでやってくださいというふうになってしまったのはなぜなんですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 経緯等についてはですが、基本的にもっと言いますと、原点言いますと、南三陸町で将来焼却ゼロの町にしようという提案がございました。もちろんアマタさんのほうから出てまいりました。まさしく資源化100%ということにしましょうよという提案があった。エコタウンへの挑戦という大きな目標掲げて町の復興計画つくりましたので、最終的にそういったエコタウンへの挑戦の最終形という形の中で、ごみ焼却ゼロの町を目指すということのご提案に私も賛同いたしました。基本的にはそういうことができるんだならば、少しでも近づきたい、そういう中でアマタさんの今回のいわゆる提案ということでのめぐるステーションということに行きついたわけでございまして、結果として基本的には我々は別に町に対価を求めるわけでもなくて、これは事業者としてこの取り組みをやりますというお話をいただきました。きのうも議論ありまして、やらないのかという議論がありました。私もいろいろお話ししましたが、例えば1つの問題は、きのうはちょっと次場所どこでやるんだとちょっと言いましたけれども、基本はですね、今のお話の中でその資源分別したやつをど

ここで受け入れてくれるかということについて最終調整がまだまだできていないという部分がございます。ですから、その辺をちゃんと調整しないと、わかりましたと、これからまた続けてやりましょうというところにゴーサインはなかなか出せないというのがございます。したがって、もう少しその辺を、我々としても今回のめぐるステーションの実証実験の精査をしなければいけないと言っているのは、そういう意味で私どもは言っているわけでございます。ですから、事業そのものに否定しているわけではなくて、今後藤議員がおっしゃったようにせっかく分別して協力してやったのに、結果そういう結果だったんですかということにならないように我々はしなければいけないとそう思っています。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） この再資源化も含めて発生抑制にどうつなげていくかという議論、もうちょっとさせていただきたいと思うんですけれども、1つ前の質問でね、環境対策課長にすごく熱の込もった答弁をいただきましたけれども、いただいたお答えは、基本的にはそういう社会情勢なんですということが先にあって、じゃあ我が町でなぜ有料化がすぐに発生抑制につながるのかという説明にはちょっとなっていなかったかなと思うんです。

そこの先にあるもう一つ別な問題、ちょっと切り口から考えたいんですけれども、ゴミ袋を、仮定の話として有料化します。たしか試算、試算というか額は、今は1枚17円とか18円とかそれぐらいですと。それが大きいほうは30円から40円ぐらいにしますと。小さいほうは20円から30円の間ぐらいにしますと、今いうようなお話が説明会であったと思うんです。そうすると、今まではゼロだった収益が、ゴミ袋売り上げ料みたいなことですかね、町の一般会計か何かわかりませんが財源に入ってくる。その金額は大体どれぐらいだと試算されているのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） あくまでも試算ということでお話をさせていただければ約600万円ぐらいということで想定をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では、その600万円も入ってくるかもしれない、入ってくるはずだろう。その600万円は何に使うんでしょう。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 環境施策の中で当然費用として負担する分、それから、これまでの施設の処理費のほうに充当というふうなこと、あるいは検討しているのが支援策として

どういものができるのか、その中で可能とすれば、例えば、高齢者対策の中でどうしても袋買えないとか、あるいは支援がどこまでできるのか、社会的弱者の方への支援等費用として使うというようなことで現在は想定していますが、その部分につきましては今後も検討が必要かというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今後も検討が必要ということは、現時点では決まっていけないということでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 最終的にまだ決まっていない状況であります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今お答えの中で、有料化に関する費用として負担しなければいけないことがあるというようなお話がありましたが、有料化にして、町民に負担させて、600万円収入が入る。そこから有料化にするための費用が別に出ていくというのは一体どういうことなんでしょう。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） ごみの収益の収支の関係ですが、とりあえず現在は商工会さんで袋を作成してしまして、商工会さんに収入が入っている状況です。有料化というものは当然町が手数料を取ってそれを付加するという考え方ですから、袋の作成から袋の販売までが、これが全部町がかかわってくるということになります。袋も現在45リッターで50万枚弱、それから30リッターで11万枚弱ですか、失礼しました、そうですね、それぐらい、まあ実際販売しているわけですが、その袋の作成費とそれから袋を売る費用、それから委託費用等を含めて差し引きの関係、それに先ほど言った環境施策と支援策の分、これを含めて収支の関係を今後具体的な内容を詰めていくというふうな予定になっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ちょっと待っていただきたいんですけども、ゴミ袋を有料化して、町民の皆さんに、だからちょっとゴミを出すということはお金がかかりますから、どうかそのゴミを減らす努力を皆さんのほうでもお願いしますと言って、ただ、ゴミ袋は値上げします、値上げしますですよ。値上げします。ただ、そこから上がった収益はしっかりゴミの処理費用に充てますというんだったらまだ、まだ百歩譲って話はわかるんですけども、新しいゴミ袋つくるのにまたお金がかかりますから、その分もその収支から差し引かれますという

話になるんだったら、何を言っているんだというふうになりませんか。私は今何を言っているんだと思っているんですけども。てっきり今のままのごみ袋を、今まで販売していたのをそのまま使って、ただ、プラスで20円なります、30円なりますと、なぜならばごみの費用に充てるからですと、どうかお願いしますという願いをするのかと思ったら、新たに費用をかけてごみ袋を有料化しようとしているんですか。それどういう、どういうことですか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 改めて袋に費用がかかる部分につきましては、既存のものも当然使えるような形で一定の猶予期間というのは設けようとはしておりますけれども、その他使えなくなった部分につきましては、町で交換とか引き取りをしまして精算するという形で、またそれを無駄にするというふうな考えではなくて、災害用に例えば備えるとか、もしくはボランティアで使うとかですね、もしくは具体的にやっているところではシール等を使って既存のものを使えるようにするとか、いろんな活用方法があるかと思います。そういうふうにとどの選択肢をするかは、今後もう少し詰める必要性が確かにあろうかと思います。

それから、あくまでも費用ということだけがとらわれているんですが、我々のほうも抑制という部分で住民のほうにはなぜ今有料化しなければならないのか、もしくは費用がこれだけかかっている理由はどういう理由なのか、将来を見据えてどうしなければならないのかというようなことにつきましては、十分啓発活動を引き続きやっていかなければならないというふうに考えている次第であります。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 不透明な話なので、今ここでなかなか明確にお話するのもどうかというふうに思いながらもちょっと今立っているんですが、先ほどもちょっと、課長もお話しておりましたが、気仙沼のクリーンセンター、これ今、これから精密検査に入ります。結構寿命がたっているということで、これまでも何とか延命化という形の中でやってまいりましたが、それもタイムリミットというか限界に来ているということで、改めて今精査をしながら全面建てかえか、あるいは全面改修するかということに今なっております。その中で当然出てくるのは、全面建てかえになった場合に町に負担、応分の負担等の問題が当然出てくると思います。あるいは全面建てかえしない、その金はいいと、気仙沼市で出します。しかしながら、それは焼却量に反映しますよとかいう可能性というのは、これは捨て切れないといえますか、その辺がどの辺になってくるかというのは現時点では言えないんですよ。ですから、そういう場合になった場合に、また新たに今度はごみの処理費、大きくウエートがまた

偏ってくるという問題も、我々内情抱えながらこの問題についていろいろ検討してきた経緯がございますので、いろいろ、例えばこういう600万上がったからどう使うんですかということの制度設計は確かにまだしっかりやっていないというふうに思いますが、もっと根っこの部分でいうと、気仙沼の処理施設をどうこれから改修していくのか、それでどれぐらいの応分の負担が我々に求められるのかということが、今後先行き出てくるということもございまして、そういった点も踏まえながらの今回の有料化ということの考え方の1つにはあるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ご理解をいただきたいと思うのであれば、住民説明会でちゃんとそこを説明しなきゃおかしいんじゃないですか。値上げしますという、何の説明会だかわからずとりあえず集められて、ゴミ袋が値上げしますと、ああそうですかと、その場で反論できる人っていないですよ、なかなか町民の中で。ですから、今せっぱ詰まった状況なんです。気仙沼市さんにこれぐらい年間お金を払って、何とか頭を下げてお願いして燃やしてもらっているんです。うちの町のごみですよ。それをやっぱりほかの町の押しつけているという現状があるので、どうか費用負担をお願いしますって話であれば町民の方々もある程度、ああそうですか、しょうがないねと、今までそうだったんだねという話をもうちょっと自覚して、それこそが意識改革につながっていくと思うんですけども、何ていうか、もうちょっとです、いや、もうまさにせっぱ詰まった状況なんですというところが伝わってこないで、その600万どこに使うんだって話になるわけですよ。もうちょっとその説明に関しては、準備というか順番をもうちょっと丁寧にやっていただく必要があるのではないかなと思います。ただ、まあ、それは感想の部分なので質問にするのはちょっと難しいですけども。

今ちょっとお話しの中で決定事項ではないと、そういういろいろなところを検討しながら最終的な結論を出す途中であるというふうなお話でした。であれば、環境審議会というのが庁内にあったかと思います。町長の諮問機関ですかね、審議会ですから。環境施策に関してはそちらで諮問していただいて結論を出していただくというふうなお話があるのかなと思うんですけども、最終的にはそちらで、じゃあそうです、町側の提案はいいですねということが了承されて初めて決定ということになっていくんだろうと思いますが、今その環境審議会には諮問とかしているんでしょうか。または、どういう内容をお話しされているんですか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 家庭ごみの有料化の導入についてということで諮問をしている、

今、先日、11月の下旬に第1回目の会議を開いたところであります。その中で諮問して、具体的な今までの背景なり説明会の内容等をご説明して終わって、来週に第2回目の具体的な審議のほうに入ろうかと思うんですけども、導入についての検討をするという予定になってございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1点目ちょっと振り返らせていただきたいんですけども、ごみ袋有料化は実際に検討していると。効果はやっぱり発生抑制、特に町民の皆さんの意識改革ですと、ごみを減らさないと、うちの町はちょっと大変なんですということですよ。ただ、そのごみ袋の有料化が直接的にそこにばっちり効果があるのかということに対しては、私はちょっと効果が薄いのではないかと。それによってコストが削減されるという話をされましたけれども、生ごみのときもそうでしたので、私は有料化したからといってコストが減るということに対しては疑問があります。町民負担はふえるということはこれは明らかですし、そこから有料化されて上がった収益といいますか、ごみ袋代を何に使うのかということもまだはっきり決まっていないというような状況でしたらば、ごみ袋の有料化に踏み切るのはまだ時期尚早ではないかと。要は、ごみ袋の有料化が南三陸町にとってこんなすばらしいことをもたらすんですというビジョンがまだ希薄だと思います。ですが、環境審議会にはもう諮問している。もう一回立ちどまってしっかりと精査をして説明をし直すというか、ごみ袋の値上げというのは私最後の手段だと思いますので、考え直したらどうかと思いますけれども、町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 説明の仕方が不十分ではないかという今後藤議員のご指摘もございすが、基本的にこれまで52カ所で町民説明会を開催をさせていただいて、ある意味、町とすれば丁寧に各地区を回ったという認識もしてございますので、その中で町民皆さん参加した方々にとっては、ある意味、こういった状況ですということにはご理解を一定程度いただいたという認識してございますので、この考え方についてはこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 値上げするということは決定なんですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 考え方の中ではそういう方向に進めたいと、今の段階では決定というつ

もりはございませんが、考え方はこの考え方で進めていきたいというふうに思っている。いずれ環境審議会の皆さん方のご意見も賜らなければいけない、そういう現状でございますので、町としての考え方はそうだということです。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私は私なりに意見というか質疑しなければいけないところはぶつけさせていただいたと思いますので、2件目ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

2件目はですね、2件目というか1件目の2点目ということなんですけれども、事業系ごみ、これの処理の現状と課題はということでお伺いしておりました。では、やっぱりこちらも家庭ごみと同様にといいますか、ごみの総量もふえていますし、費用はかかっていますと。一方の見方、先ほどからね、ごみが減る、減らさないといけないよねと言っていますけれども、やっぱり我が町は震災がありましたから、平成22年度以降、23年度以降ごみがふえてくるということは、それはそれだけ経済活動が豊かになるといえるか、活発になってきたということのあらわれでもありますから、一概に全てが悪だということではないと思うんですけれども、家庭ごみと事業ごみ、家庭ごみにおいては大変、先ほどももう一度申し上げさせていただきましたけれども、ご家庭での努力が進んでおります。みんな頑張っていると思うんですよね。だけれどもどんどんふえていると言われると、もう何ていうか、やる気がなくなってくるんですけれども、本当に家庭ごみも事業ごみもどっちもどんどんふえているという状況なんですか。そこのごみの総量、家庭ごみは減っていてもおかしくないんじゃないかと思うんですけれども、減っていないんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 事業系のごみのふえている理由というのは、基本的にまず1つには、仮設住宅から本設に移ったと、引っ越しの関係で事業系のごみがふえたという一時的なそういう要因も多々あるというふうに思います。ただ、今ふえてまいりましたが、基本的にはこれからは落ち着くんじゃないかという見通しも実はもってございまして、今多分ピークになっているのかなというふうに思います。29年度で約1,270トンぐらい出てございますが、多分これがピークあたりで、あとは失速をしていくのかなという認識をしておりますが、いずれ一時的なそういったごみがふえてきたということについては、そういう事情もあるかというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 全体的なごみの量の関係なんですけど、家庭ごみも一時減った、

ずっと27年度まではふえていました。28年度には一度減ったんですが、また若干ちょっとふえたというふうな傾向です。それから、事業系ごみにつきましては、やっぱり経済活動の拡大によりましてふえているという状況で、結果的にふえているというふうな状況になっての事情です。大体家庭ごみの割合が7で事業系の割合が3というふうな、大きくですね、29年度では大きくそういうふうな割合の状況になっております。（「修正」の声あり）

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 済みません、さっき引越しといたしましたけれども、仮設からのという部分でございます。引越しそのものごみは事業系に入らないということです。訂正をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ここで家庭ごみと事業ごみの、今のお話聞けば分けて集計はできているということですよ。家庭から出るごみと事業者さんが経営かつ経済活動の中で出ているごみというのは別ですよということはわかっていると。

一方で、じゃあちょっと小さい質問を1つはさませさせていただきますけれども、震災後、町並み、低中部のにぎわいがどんどん活性化してきて、主にコンビニエンスストアさん、あとはスーパーマーケットさんが出店していただいて、町民生活非常に潤いが出てきたなと思えますけれども、ああいった業者さん、主に町外から入ってきている業者さんのごみというのはどうなっているんですか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 一般的に事業活動から生まれるごみにつきましては事業系の一般廃棄物というふうなことで、産業廃棄物とはまた別に、一般廃棄物ですから町が処理することになっております。当然基本的には事業者責任ということがございますので、民間の処理施設がございましたらば、そちらのほうに処理するという、お願いするというのもできるんですが、実態は町内にそういう施設もございませんので、廃棄物処理の許可を受けた業者が、町長が冒頭お話しているとおり、巡回して事業所を回収しながら集めたごみをクリーンセンターに搬入するというふうな形になっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ということは、コンビニさんのごみとかもうちの町のクリーンセンターから気仙沼にいつて燃やしているということですか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 一部コンビニさんのごみも集めている事業所もございますが、
全てではなくて一部のコンビニさんにおきましては、町外に搬出しているというふうな状況
もございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 冒頭にちょっとじんかい処理費のお話をさせていただきました。24年
度は1億ぐらいでした、1億1,000万ぐらいです。数字細かくいえば、決算書から拾えば1億
1,374万9,474円と。これが平成29年度先般決算、前回の議会でありましたけれども3億を超
えていると、3億632万9,212円という額です。これをちょっと分析といいますか、私なりに
ちょっと検討させていただいたんですけれども、資料ちょっと私の手元にしかないので、ざ
っくりとした数字ちょっと申し上げたいんですけれども、じんかい処理費は、ですから24年
度と29年度を比較、震災直後と昨年度を比較すると、プラスの1億9,300万です。内容いろい
ろあるんですけれども、ごみの収集または資源物の収集委託料、それからごみ焼却委託料、
それから焼却灰等埋め立て委託料、大きくこの3つが、要は、家庭ごみも事業ごみも含めて
集めて持って行って、燃やして灰を埋めに行くという一連の作業だと思いますので、ここの
プラスマイナスをちょっと拾ったんですけれども、全部で5,100万円ぐらいの増なんです。細
かくいうと収集運搬が3,200万増、焼却委託料は1,200万増で、埋め立て委託料に関しては700
万の増、全体の1億9,300万の増からすると4分の1以下、4分の1ぐらいなんです、大体。
じゃあ何が増額要因なのかなと思ったわけです。調べると、一般廃棄物処理委託料というの
がもともとはなかったんです、平成24年度は。途中から生ごみの分別収集そこに8,500万かか
っているんです。あと途中から平成27年度あたりから海岸物、海岸に漂着物の処理委託料を
じんかい処理費で計上するようになったので、これがまあプラスで800万ぐらいなんです。も
う一つは昨年度、これはちょっと昨年度だけの要因なんですけれども、クリーンセンターの
煙突解体工事がありました。平成24年度にも外壁の修繕工事やっけていまして、要は工事請負
費でプラスの3,500万ぐらいなんですよ。要は、一般廃棄物処理委託料と海岸物の話、海岸漂
着物の話とクリーンセンターの改修工事の話で合わせて1億2,800万なんですよ。何が言いた
いかというと、24年度から29年度まで大きくじんかい処理費が増大していますということの
要因は、実はごみがそれだけふえていますという話ではないということなんですよ。委託料
であるとか新たな事業を、エコタウンへの挑戦ということで将来的に環境負荷をかけない町
をつくるために今先行投資いろいろな委託料含めてやっているから上がっているんですって
話なのかなと思うんですけれども、先ほどごみ袋有料化のときもとにかく値上げ、費用が増

大しているんですけど、今3億かかっていますという話だけ先行されちゃうと、町民の皆さんこんなわかりませんから、こんな数字は。ああそうなんだ、そんなに何、ごみ3倍も出しているのかしら私と思っちゃうわけですよ。そこの数字のマジックがあると思うんですけども。であるならば、その家庭ごみを減らすということはもちろん大事ですよ、大事、取り組まなければいけないことですが、それ以上に事業系のごみであるとか委託料の話とかを見直すべきだろうし、事業系のごみがふえているのであれば、そこにもやっぱり手をつけなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、その事業系のごみ処理費にかかっている費用を見直す、削減する、何とか縮小したいというような取り組みというのは、今どのような取り組みが行われていますか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 直接的には生ごみの事業系の一般廃棄物として、生ごみを収集できるように事業所訪問を実施しています。30年度でも6月以降ですね、たしか25社程度だと思ったんですけども企業訪問して、生ごみを施設のほうに搬入していただきたいと、そういう部分が主であります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） その事業系ごみ処理の現状と課題ということで2点目にしたんですけども、これは1点目と非常にリンクしてしまっていて、あえてこういう書き方をさせていただいたんです。先ほど2点目の質問、壇上からさせていただいて、町長の最初の答弁ですね、答弁書にある内容だと思うんですけども、以前、平成26年度にちょっと見直したんですけども、それはちょっと外的な要因が大きかったので今後しっかり見直す必要があるねという認識はお持ちだと。私もそのとおりだと思うんです。その後続く文章がちょっと私気になったんですけども、家庭ごみの料金の見直しの結果を見て事業系を見直しましょうというお話だったと思うんですよ。私これこそ順番逆じゃないかなと思うんです。余り言いたくないですけども、あえて汚い言葉を使ってはっきり言いますよ。事業系のごみを出している人たちは、震災以後交流人口がどんどんふえて、お客さんいっぱい来て儲かっているんですよ。その人達から取らないで、生ごみの分別一生懸命やっている家庭からの値上げが先で、事業系は後から見直すというのはどういう了見ですか。おかしくないですかね。どっちが先かであれば、せめて同時に考え始めなければいけないと思うんですけども、同時に考えているんですか、今。環境審議会には同時に諮問していますか、どうですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 文言のことについてちょっとご指摘いただきましたけれども、基本的に値上げの時期については事業系も家庭系も同じ時期に考えてございます。来年の10月1日に同時スタートということで考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 町長、それは答えになっていないです。来年の見直す時期は同時にしようと思っているといいますけれども、今検討は同時に進んでいないじゃないですか。進んでいるんですか。そこちょっとはつきりもう一度お答えください。環境審議会には、事業系のごみも家庭系のごみも同時に見直したいので、その旨通達してあるんですか。もしくは、事業者たちには、事業を営んでいる皆さんには、52カ所回った説明会と同じように事業系のごみ処理の費用も値上げしたいと思いますって説明会行ったんですか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 事業者のほうにはまだ説明会は行っていません。確かに後藤議員がおっしゃるように、同時というのが基本的な考え方ではありますが、差し当たり家庭系ごみの導入についてまだ結論、方向性がきちっと定まっているわけではないので、まずもってその方向性がはっきりした段階で当然事業系についても見直しをしたいというふうに考えて、家庭系のごみにつきましては、一定の受益者負担等の兼ね合いを2割程度以下ということで基本的な考えを示しておりますが、事業系につきましては、当然それなりの負担割合を求めながら、改めて料金を見直していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 努めて冷静に質疑したいつもりだったんですが、思わずいろいろな感情があふれ出てまいりましたけれども。

2点目の事業系ごみの現状と課題はどうですかという話をしなければいけないなと思ったのは、家庭ごみの負担、家庭ごみのほうが多く出ているんですよ、町内でも。だから余計金かかっているんですよ。それはわかりますけれども、ご家庭に負担を強いる以上、一般の町民の皆さんに負担を強いる以上は、やっぱり町内で事業営んでいる皆様も、震災があって、店が流されて、おうちが流されて、二重ローンを抱えて、食住分離だといわれて店舗兼住宅は持たなくて、一生懸命歯食いしばって商売なさっているのは重々承知ですけれども、承知の上ですけれども、やっぱり一番最初にね、負担の公平性ということをもし掲げるのであれば、それはやっぱり事業者の皆さんにもちゃんと丁寧にご説明をして、町挙げて取り組みましょうよって空気が出てきて初めてなのではないかなと思います。

1点目の質問をまとめさせていただいたときに、ごみ袋の有料化がいい未来をもたらすようなビジョンが希薄ですから考え直したらどうですかと申し上げました。同じ質問をします。事業系のごみの処理の現状を今つまびらかにさせていただきました。家庭系の生ごみの有料化を考えるのであれば、それはやっぱり事業系の生ごみも含めて、もしくはそこから出るごみもリサイクル率を高めるんだという取り組みとセットにして、もうちょっと制度設計をしっかりと考えた上で丁寧な説明をして進めていくべき内容ではないかなと思うんですけれども、考え直していただけないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 家庭生ごみの件につきましては先ほど私が答弁したとおりでございます。

それともう一つには、今事業系のご議論もいろいろ賜りました。当然事業系は自分たちの営業のためにとということを出るわけですから、それは応分の負担も当然していただくということになります。説明会がまだやっていないということでもいろいろお叱りもいただいているわけですが、基本的に我々は事業者の方々にもしっかりとその辺を説明をさせていただいて、そして同時期にいわゆる値上げといえますか、そういう方向で進めていきたいというふうに考えております。（「議長、意見で終わらせます」の声あり）

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 議論については十分尽くされたかなと、私から言いあげる言葉はもう持ち合せておりませんので、この辺で締めさせていただきたいんですけれども、異論があったら最後答弁いただくときに反論していただきたいんですけれども、町民負担はふえますよ、家庭のごみ袋値上げしたら。だけれども、今までじんかい処理費が大きく値上げしている一番の要因は、業務委託であったり、煙突の解体工事であったり、家庭ごみがふえているからだけとは言えないわけですよ。そこに、しかも先ほどごみ袋有料化するといったら、ごみ袋つくるのにまた新たなコストがかかるのかってという話も出てまいりました。これらの一定の疑問といいますか、しっかりと町民の皆さんがというか、端的に言えば私が納得できるような理由がない限りは、私はごみ袋の値上げには反対です。その立場をしっかりと明確に発言させていただいた上で、それでも来年の10月1日、もう何か日付まで決まっているんですか、10月1日に値上げするということが決まっているのであれば、それはいかなる手段を用いても、この議場で永遠に反対し続けたいと思いますけれども、そこまで言ってしまうとあれですけれども、今ちょっと熱くなりました、失礼しました。

○議長（三浦清人君） 一般質問ですから。

○5番（後藤伸太郎君） はい。もうちょっとね、検討の余地があるのではないかなと思います
が、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろ後藤議員の熱い思いはしっかりとお聞かせをさせていただきました。それは後藤議員の思いしっかりと受けとめますが、町としても考え方はしっかりとこれまでもやってきたわけでございますので、後藤議員が反対といっても、我々としてはトータルのどうするんだということの考え方はやっぱりそれは持たなければいけない。いろんな要因あるわけですよ。いろんな要因ある中で、結果としてごみ有料化ということの話が1つだけぼんと飛び出ていますが、いわゆるうち町のごみの全ての環境をどうするんですかということのトータルでの考え方の中での我々としての1つの考え方、方向性というのをお示しをさせていただきましたので、いずれ説明等についてはこれからも丁寧にしていくという、それはもう当然我々としての使命だと思っておりますので、これからも我々としてはしっかりと町民の皆さんあるいは事業者の皆さん方にご説明申し上げながら、この考え方、方策を、方向性をご理解いただけるように努力をしたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第3 陳情7の1 「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第3、陳情7の1、「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情7の1については、会議規則第92条第2項の

規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情7の1については委員会の付託を省略することに決定いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。本陳情書は採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第4 陳情7の2 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を
求める意見書」採択を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第4、陳情7の2、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書」採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情7の2については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情7の2については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情7の2を採決いたします。本陳情書は採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第5 陳情7の3 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を
求める意見書」採択を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第5、陳情7の3、「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情7の3については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情7の3については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情7の3を採決いたします。本陳情書は採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第6 陳情7の4 「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択
を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第6、陳情7の4、「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情7の4については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情7の4については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情7の4を採決いたします。本陳情書は採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第7 陳情7の5 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する
意見書採択を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第7、陳情7の5、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める
政府に対する意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情7の5については、会議規則第92条第2項の
規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情7の5については委員会の付託を省略す
ることに決定しました。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしといたします。これをもって討論を終結いたします。

これより陳情7の5を採決いたします。本陳情書は採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第8 陳情7の6 「被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書」の
採択を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第8、陳情7の6、「被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求め
る意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情7の6については、会議規則第92条第2項の

規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情7の6については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。11番星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 討論いたします。反対の立場から……。

○議長（三浦清人君） まず初めに、反対の、はい。

○11番（星 喜美男君） この制度、この陳情の趣旨は理解はいたしますが、被災者生活再建支援制度、この制度確認してみますと、まずは住宅の被災程度に応じて支給される基礎支援金、これは前回の場合100万円で支給され、ひとり世帯は4分の3ということになっています。そしてその基礎支援金を支給されたものが、申請ができる住宅の再建支援方法に応じて支給される加算支援金があります。これは住宅の建設で購入した際に支給される、前回の場合200万という制度なんです、これを500万円にという意味で見ますと、多分この加算支援金を200万円増額ということだと思んですが、この陳情で見ますと、被災市町村の人口流出を防ぎ定住を促すとしておりますが、そもそもの財源が国が指定した財団法人道府県会館、これが全国の都道府県から拠出した基金をもとに支援金を出してありまして、それを国が2分の1補助をするというものでありまして、国や全国の都道府県からの支援となりますと、例えばの例ですが、南三陸町で被災したものが隣の市町に住宅を再建してもこれを受けられるんですね、支援を。そうなりますと余り定住だったり人口流出の効果というのが薄いのかなという感じがしております。まして借金をしてようやく住宅を再建する人も、裕福で借金もなしで再建する人も同じに同額の増額をするというものでありますと、非常に矛盾を感じるものがありまして、できれば、こういったものは被災自治体に支援をして、その裁量に委ねるといふものであれば、まだそういった効果が高いのかなという感じがいたしまして、このままの制度で増額をしても大きな効果が期待できないという意味から、賛成できるものではないという意味の反対をいたします。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。（「なし」の声あり）

なければ、ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情7の6を起立により採決いたします。本陳情書を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立少数です。よって、陳情7の6は不採択とすることに決定いたしました。

日程第9 議案第138号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第138号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第138号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険制度の都道府県単位化により宮城県内における国民健康保険税、保険料の賦課方式が3方式に統一されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、ただいま上程されました議案第138号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして細部説明させていただきます。

改正内容につきましては、議案関係参考資料でご説明させていただきますので、議案関係参考資料の2冊のうち1の12ページをお開きいただきたいと思います。なお、条例の改正文につきましては議案書2ページ、新旧対照表につきましては議案関係参考資料の13から14ページでございますので、あわせてご参照願いたいと思います。

まず、条例改正の背景についてでございますが、ご案内のとおり平成30年4月から国民健康保険の都道府県単位化がスタートしております。この中で宮城県に納付する国保事業の被納付金につきましては、平成32年度までに資産割を除いた3方式とすることが決定しておりますことから、本町におきましては平成31年度から実施することといたしまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の具体的な内容についてですが、主な変更点は2つございます。

1点目は、現在4方式である基礎課税額、いわゆる医療給付費分になります。この資産割32%と後期高齢者支援金分の資産割9%を廃止して3方式とするものでございます。

2点目は、介護納付金分については、現在は所得割と均等割の2方式でございますが、これを3方式とするために均等割の1万3,000円を均等割の1人当たり8,000円と平等割の1世帯当たり5,000円に分割して3方式にするというものでございます。

なお、県内の改正状況を見てみますと、平成30年度課税でまだ4方式をとっているのは本町を含めた6市町で、介護分が3方式になっていないのは本町のみという状況でございます。

施行期日は平成31年4月1日となります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。1点お伺いします。

この説明では資産割額が除かれるわけなんですけれども、かなり大きい額になると思われま
すけれども、この資産割を除かれたことによって今までの国保とこれから先、4月から始ま
るその差額ですね、除かれたことによってどのぐらいの保険税が下がるのか。全体でいい
です、1人当たりにしてもいいですし、全体の額で示していただいても、どちらでもよ
ろしいです。お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 今回の改正による影響についてということでございます。

資産割の廃止による影響といたしましては、医療分と後期分の税額にして約3,600万円、賦
課割合としては約マイナスの6.7%の軽減となります。これを資産割の実際の課税世帯で平均
した場合は、1世帯当たりで約2万5,000円の軽減となります。また、介護分につきましては
税額で約165万、賦課割合でマイナスの2.4%軽減で、こちらは1人当たり平均4,000円の軽減
になります。

今後のことなんですけれども、この軽減につきましては、県に納める納付金の不足額が合計
で3,800万円不足するということになるんですけれども、本来であればこの不足分につしまし
ては原則的に被保険者のほうで負担するというふうなことになるんですが、これを
配分した場合につきましては1世帯当たり約1万6,000円、被保険者1人当たりになると約
9,000円負担が増加するというふうな形になりますけれども、この不足分につきましては、平

成31年度においては増税とせずにはですね、国保の財政調整基金から繰り出して対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これは直接町民にかかわることなので、今の説明でちょっと納得、納得というよりも私自身理解にちょっと戸惑いを感じた部分ありますので、お昼時間でもいいですので、我々も町民に説明責任がありますので紙ベースで出したものをいただきたいと思いますので、後でその資料をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。ないですか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第138号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第139号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第139号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第139号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川市街地の区画整理事業による換地処分に伴い、地番の変更を行うことから、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐兼建設総務係長（阿部 誠君） では、細部説明させていただきます。

まず、議案のほうは3ページから5ページ、それから参考資料の17ページをごらんいただきたいと思います。

提案理由にありましたように、今回の改正につきましては、志津川市街地における区画整理事業で換地処分がなされることに伴いまして地番が変更となる区域があるため、条例の改正をするものであります。

なお、対象となりますのが、議案の4ページ、5ページにありますように、五日町、大森、上の山、城場、助作、天王山、新井田の7字となります。また、大森町、天王前、十日町、南町、本浜町の5字については全域指定となっているため、今回改正の対象とはなっておりません。

なお、議案書の5ページのほうに附則として施行期日を記載しておりますけれども、土地区画整理法第103条第4項の規定による被災市街地復興土地区画整理事業の換地処分の公告の日の翌日から施行することといたしたいと思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 担当課長補佐の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。よろしくお願いします。

換地、志津川地区で終了した部分の危険区域の設定の一部変更ということなんですが、私も昨年換地が終わって、そこに何とか小っちゃい小屋のようなものを建てたんですが、今現状的には換地の状況の中で今回の挙げられた志津川地区の換地に関して問題点とかその辺はなかったのでしょうか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 答弁申し上げます。

おかげさまで、事業スタートから5年以上経過をいたしまして、換地処分という段階まで皆様のご協力、ご理解のもと、進めさせていただいてきましたが、何とか換地処分というところまでまいりました。

今議員お尋ねの件でございますが、皆様の、一定の多くの方々のご理解のもと進めてまいったこの区画整理事業ではございますが、当然我々ができる限りの丁寧な説明を尽くして進めてきたと、まあちょっと言葉適当じゃないですけども、つもりという部分もございます。

要はですね、うちの説明ではなかなか理解できないと、もっと丁寧という部分の声があって、現在も問い合わせ等々ございます。それをして問題と、その中には町としてもっと丁寧な説明が必要だというふうに担当課長として思う点多々ございます。そういった部分につきましては、換地処分まできたから対応しないということではなくて、しっかりと自分のこととして対応しております。今後もその姿勢変わらずに持ち続けながら、換地処分の公告、県の公告でございますが、これは来年の3月8日を予定しております。それまで、そしてそれ以降も丁寧に地権者様の意見に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 換地の大変さというのは、行政だけじゃなくて個人もそれは理解しています。そしてUR都市機構、そして町、それが一緒になってとりあえず住民の換地に求めてこれまでやってきました。しかしながら、志津川地区なんです、電気がいつ通る、水道がいつ通るといような形の予定どおりにはなかなかいっていない現状も多々ありました。

そうした中でこの換地にかかわる住民は、震災の復興でもって忙しい中にありました。あと事業所も再建、そういった面でも大変な中でUR都市機構と町のほうから換地に当たっての書類が次から次と来た経緯があります。その書類をいちいち見る余裕は私は町民にはなかなかなかったのかなと、そのように感じています。そういった中で意志の疎通がその辺で欠けている部分もあったんじゃないかなと。そうした中で問題があったにしても町としては一生懸命やると。しかしながら土地というのは一生のものです。そして私も担当課に行って話しました。

換地に関しては、宅地としての換地というのが何か基本だそうです。だからそういった中でその辺の細部の部分をはたしてUR都市機構と町のほうがぎりぎりいっぱい時点まではたして伝えたのかというとは私は疑問です。そういった中で、本人が26年度に農地としての換地ということでURから説明されたんですが、しかしながら、今換地の段階、ここまできて宅地ということがわかったという経緯があります。そういったことで農地と宅地、その今後の子供たちがその土地を継いでいったときにその課税ってやっぱりまるっきり違うと思うんですよ。だから農地と宅地の課税、どれぐらいの開きがあるんでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、前段の部分でございます。皆さん被災して自分の生活の

再建、事業所の再建、非常に困難、大変な時期に町、URから次々と区画整理に関する書類が送付されて、こちらの都合でご説明をさせていただいていたという部分あるんだよということでございます。そういったふうな場面も多分あったんだろうというふうに想像に難しくございません。そうした方々からは、再度の説明を当然求められます。そうした場合に役場に来ていただくなり、お邪魔をするなりしてURだけじゃなくて町もですね、一緒になって丁寧な説明を繰り返してきました。今後もその姿勢については変わるものではございません。

あと、地目の関係でございますが、本件は被災市街地復興土地区画整理事業ということで、基本的には優良な宅地を商業地とか工業地を整備する目的で事業を進めてまいったわけでございます。ただ、助作エリアに関しましては、自然的な土地利用ゾーンということで、水田はできないんですけれども、畑として耕作をされたい方はそちらのほうに申し出をされてはいかがでしょうかというアプローチ当然いたしました。否定もいたしません。ただ、その際に換地、区画整理の登記の地目につきまして宅地となるとか、あるいは畑となるという明確な説明がなかったじゃないかというお問い合わせがございました。その点につきましては、当時の担当にも確認をしたところ、URにも確認したところ、そこまで明確な説明は当時いたしかねたということについては、率直に私調査をいたしております。ただ、法務局、あとは税務課、農業委員会等々のかかわりも全て今回調査をいたしました。その上で多くの方々、商業地、工業地、そして自然的な土地利用を具体的にしたいという方々の一番皆さんの思いにかなう方策ということで関係部署と調整をして、丁寧なご説明をさせていただくというような段階まで来たと。これは、これ以外にもいっぱいいろんな問題はございます。そういった形で、1回説明したからもう決めたからもう変えないというようなスタンスを私は持ち合せておりません。可能な限り被災された方々、当然法律の範囲内ですけれども、可能な限り被災した方々の思いに沿った解決策を何とかない頭ひねりながら対応しているというのが現状でございます。

あと農地と宅地の価格差というご質問でございますが、これは当然同じではないと、当然同じではございません。ただ、大変申し訳ないんですけれども、地域、例えば戸倉、志津川、歌津、入谷ですか、とかあとはその形状とかからして、なかなか一言で何倍とか、違うよというふうにこの場でお答えすることはできない。ただ、価格については一定程度、相当なのかな、開きがあるという答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長初め、それにかかわる各課の課長さん、確かに一生懸命頑張って、残業はもちろん、夜も眠れず精神的なストレスの中で事業続けてきたし、UR都市機構に関しても、やっぱり南三陸町の再建ということで一生懸命やってきたのはわかります。

しかしながら、町民が今後ですね、今も今後も苦しみ悩み、子供たちにその問題のツケを後回しするという事は、結局今その地権者となっている父親、母親にとっては大きな問題だと思います。そういったことを加味して、今後、大変なのはわかります。そうしたら、後回しにするとか、余裕をもつとか、その辺の形で私は換地も大体もう9割方、大体終わりだと思いますので、今後はもっと住民に対して、何度も足を運ぶのは難しいでしょうけれども、やっぱりそういった疑問をいっぱい持つような方には、幾度となく訪問して説明をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に反対討論から許します。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番は議案139号に反対の立場で討論いたします。

志津川地区のかさ上げが終わり、土地区画整理事業があり、震災後の混乱の中でUR都市機構が委託事業として土地の換地を進めてきました。土地の換地事業の説明の内容が当初の説明から一転し、地権者の希望地目とならず、町民の苦悩と苦しみがここにあります。震災からの復興に尽力され、町民としての納税の義務を励行されている住民、適切な対策を求めるものであります。震災危険区域条例の一部訂正の議案に1人の住民でも納得できない状況下では賛成できません。子々孫々まで禍根を残さない、納得できる適切な対応を求め、反対いたします。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論ありませんか。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

あの議案の内容見ていただければ、もうおわかりかと思うんですが、災害危険区域を設定するに当たって、今までとは地番が違う場所があるところをそのままには、条例の性質上しておけませんので地番を変えますという議案であると認識しておりますので、その土地区画整理事業においてさまざまな意思の疎通のそごであったり、要望どおりの換地処分が受けられなかったというような方も実際にいらっしゃるでしょう。

ですが、議員の皆様にはそことこの議案に関しては切り離して考えていただいて、災害危険区域の設定が逆にできないということになれば、そこにお住まいの方々、近隣の皆様の安全

を守るための法整備、制度設計が正しくできないということになってしまいますので、町民の皆様の安全を守るためにこの議案にはぜひ賛成をしていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第139号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のために休憩をいたします。再開は1時20分といたします。

午後12時10分 休憩

午後 1時18分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

建設課長着席しております。

日程第11 議案第140号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第140号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第140号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成31年度において志津川公民館の供用を開始するに当たり、施設の名称、位置及び使用料について定めたいため、南三陸町公民館条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、議案第140号南三陸町公民館条例一部を改正する条例制定についてを細部説明をさせていただきます。

本議案は、震災で流失した志津川公民館と南三陸町図書館を合築する生涯学習センターが2月末に完成し、4月から利用を予定しておりますが、志津川公民館の位置及び各施設の使用料を定めたいため、本議会において条例改正を提案するものでございます。

議案関係参考資料でご説明を申し上げます。参考資料の2冊のうち1の18ページをお開き願いたいと思います。

南三陸町公民館条例新旧対照表をごらんいただきます。

第2条第2項において、右側の現行では志津川公民館が震災により流失したため名称と位置が削除されております。左側の改正案には志津川公民館の名称と位置を、志津川字新井田165番地1とするものです。

また、下段の別表についても改正案で、志津川公民館の利用施設の料金を明記してございます。各利用施設の料金算定にあつては、利用する方々の受益者負担の考えから建設費と維持管理費を考慮し使用料を計算してみましたが、震災前の使用料より倍以上の高額になってしまうことから利用率の低下になるおそれもございます。それにより、他の公民館の料金算定と同様に、震災前の各施設の料金、面積などを参考にして、また他の公民館の料金も参考にしながらご提案させていただきました。

今回各部屋について個別にご説明を申し上げさせていただきます。

第1研修室A、Bの面積は、それぞれ各31.77平米になります。このA、Bの面積は31.77平米、それぞれなりまして、震災前の料金はここは150円です。150円でございます。

続きまして、第2研修室の今回の面積は55.84平米でございます。55.84平米でございます、震災前の料金が350円でございます。

大研修室の面積は131.59平米、131.59平米で、震災前の料金がここが600円でございます。

続いて、青年の間でございますが、ここが、この面積は31.25平米で、震災前が150円でありました。震災前が150円でございます。

続いて、映像音楽室Aについては、この面積が4.96平米、4.96平米で、震災前に公民館に隣接されておりました分館というところがあったんですが、ここが150円ございました。前の料金が150円と想定でございます。

映像音楽室Bは面積が5.49平米で、5.49平米で、料金も同額の150円という考え方でございます。

調理実習室、ちょっと19ページになりますが、調理実習室はこの面積が40.80平米で、震災前の料金が300円でした。

最後、和室については54.65平米、54.65平米で、震災前の料金は200円となっていました。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりまりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。ただいまの詳細、ありがとうございました。

ここに戸倉公民館、歌津公民館載っているんですけども、戸倉公民館の伝統芸能練習室400円となっていますけれども、この平米数と、それから歌津公民館ホール700円と載っていますけれども、この大きさということは平米数なんですけれども、このそれぞれの格差がありますけれども、全体に見ると戸倉公民館の防災学習室、研修室、伝統芸能室、それぞれ400円、ちょっと高いのかなという感じがしますけれども、この辺の平米数お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 済みません、伝統芸能練習室のちょっと平米数が、ちょっと今持ち合せておりません。後刻報告させていただきます。

なお、料金の考え方でございますが、戸倉と歌津と今回の志津川公民館の計算の根拠なんですけれども、建設費やその維持管理費がやっぱり含めると高額になってしまうというのは3施設とも同じでございます、それぞれ同じ考え方ではあります、これは岐阜市の建設の考え方、料金の算定の考え方を参考にさせていただきました。それというのは、どうしても高額になってしまう場合は、これまでの料金、それから料金に対する平米ですね、その平米単価を出して、それに今回の各施設の面積を掛けます。今度はそれに最大1.5倍程度で、それを上限にするというような考え方をを用いて、極端にこれまでの施設や近隣、極端な金額にならないようなそういう考えのもとに、今回もその考え方で計算式として各部屋の算出をさせていただきました。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 住宅もそうなんですけれども、立派なものをつくるとういうふうには後でしわ寄せがきてしまうんですね。公民館、学習センターも設計の段階でガラス張りなど余りにも立派なものなので、費用対効果を考えたということも私発言しました。デザインを重要視すると後で燃料費とかいろいろもろもろかかってくるんです。そういうことを懸念して、今までの計算するともっとぐっと上がるから、そうではなくて近隣の料金を見たりい

ろいろ調べたんでしょうけれども、町民が使いやすい、この金額だと確かに町民は使いやすいです。そういうことをしていくのがベストだと思いますけれども、できたものは仕方ないですけれども、前からそういうような後のことまで考えて設計とか設備、建設、そういうところから入ってってもらえたら非常によかったのかなと思いますけれども、まずもってこの戸倉中学校改装して公民館ってやっている、運営はしているんですけれども、この辺の料金というのもこのまま、改正しないでこのままやっていくのか、それから歌津公民館のホールは大きいホールはないと思うんですけれども、改めてこの700円の料金が高い設定でなかろうかと思うんですけれども、その辺のご回答をお願いします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 先ほど申しあげましたように、歌津の公民館も震災前のホールの料金、それから今度の歌津のほうのホールとしている部分の面積と平米単価を掛けまして、700円という数字にはなっているんですけれども、確かに面積も含めてちょっと金額的には高くなっているのかなという、ほかの部屋の部分と考えればそれはそういう感じで見えるかなと思います。料金については、今後、すぐになるかどうかわかりませんが検討する必要というのはいずれかのところで、あとは利用の状況も含めて、各3公民館の利用状況も含めて検討すると、そういうことも必要になる日があるのかなとは思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それから、戸倉公民館の伝統芸能練習室とありますけれども、これは伝統芸能の人たちだけが使っている部屋なのか、それにしては400円ということは400円取っているのかどうなのか。ここの伝統芸能の人たちに貸すのであれば、その人たちが使うから料金が発生しなくてもいいようなものですが、ここに料金設定あるということはどうなんでしょうか、取っているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 伝統芸能室となつてはいますが、もちろん皆様のご利用、ほかの方々のご利用もある、利用が可能でございます。あとは今伝統芸能戸倉の皆様が利用していただいているのは、これは料金は無料ということでさせていただいている状況であります。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、確認なんです、この料金、今回の料金というのは1時間幾らなのか、それとも1回幾らなのか、1日幾らなのか。ちょっと資料見たら書いていなか

ったみたいなので、その点1点と、先ほど課長の今回の志津川の公民館の説明で受益者負担ということと、志津川の場合利用料を割り引いてこのように算定したというそういう説明ありました。

そこで伺いたいのは、戸倉及び入谷の公民館の利用状況というか、年間幾らぐらい利用料として徴収というかいただいているのか、なおかつ今回この新しくなる志津川の公民館の場合、できてみないとわからないんでしょうけれども、試算というか、もしそういうのしていましてたらどれぐらいの利用があるのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 入谷、戸倉の料金の合計は現在持ち合せてございませんが、利用の状況としては、入谷は毎月大体300人から500人の合計人数では利用になっております。戸倉については大体200人から300人という数字になってございまして、料金の現在、収入金額についてはちょっと持ち合せてございませぬ。

それから、今後の志津川公民館の利用される想定なんですけれども、それも現在まだそこまでは持ち合せてございませぬが、一時的にとても皆様にご利用いただける場所ではあるなと思っておりますし、あとはその辺の料金の収入については、新年度予算で想定しながら歳入での料金を考えたいと思います。（「時間、2時間単位の」の声あり）済みませぬ、議長、済みませぬ。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 済みませぬ。料金については2時間当たりの計算でございませぬ。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） この表の料金は今2時間当たりということでもわかりました。

そこで利用状況というか、戸倉、入谷いずれも二、三百人利用しているという、そういう答弁あったんですけれども、実際この利用料として幾ら上がるのか私は知りたかったんですけれども、では、こういった料金を設定しても利用料がそれなりというか、余り高額にならないような場合は、私、規定はあるんでしょうけれども生涯学習の充実ということで、乱暴なようなあれですけれども、それこそ無償化とか検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 無償……町長。町長。

○町長（佐藤 仁君） 今後担当課含めてですね、その辺は検討させていただきたいと思ひます。

いずれ町民の皆さんで減免措置もごございますので、そういった無償で利用できるということも可能だというふうに思いますので、改めてその辺はこちらのほうでも検討させていただきたいと。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 歌津の公民館の年間の料金については5万7,450円となっております。ちょっとほかの施設は現在把握できておりません。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今利用料のこととかございました。

ちょっとお伺いしたいのは、志津川公民館並びに南三陸図書館ですね、生涯学習センターのオープンが来年4月と聞いておりますけれども、オープンしてからの運営体制、どのような人員体制でどういう組織体としてそこを運営していくというお考えなのか、現時点で決まっていることをお伺いしたいと思います。どのような形状考えていますか。

○議長（三浦清人君） いいのかな、生涯学習で。総務課長。人事の配置についての質問。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 人事につきましては、全体的なことの中で配慮はしなければなりません。やはりそういった住民の方々の必要に応えられるように配置努力はしてまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長、補足ありますか。ありませんか。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 人事面もそうですし、公設公営でいくんですよねということですが、どうですか。

○議長（三浦清人君） 町長。運営方法だから、公設公営でいくんですかという質問ですから、それは町長が答えなくちゃなりませんよ。

○町長（佐藤 仁君） 公設公営かというお話でございますが、指定管理者制度も含めて検討したいということで内部調整をしているところであります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第140号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第141号 南三陸町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第141号南三陸町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第141号南三陸町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成31年度において新たな南三陸町図書館の供用を開始するに当たり、当該新たな図書館施設の位置について定めたいため、南三陸町図書館設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、議案第141号をご説明申し上げます。

この議案も前議案と同様に流失した南三陸町図書館を生涯学習センター内に設置、移転するため、現在の図書館の位置から変更するものであり、ベイサイドアリーナに隣接してあるこの住所、字沼田56番地から志津川公民館と同様の字新井田165番地1に改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点だけお伺いします。

今志津川公民館が委託というような話なんですけれども、この図書館も併設になるわけです。

けれども、その辺はどのようにお考えしているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 公民館とそれから図書館と合築ということでございますので、先ほど答弁で申し上げましたように公設公営なのか、あるいは指定管理者にするのかということ含めて検討中だということでお話しましたので、これもあわせて検討させていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 図書館ですと図書館員が、専門の図書館員が必要となるわけですが、その辺の委託先によってね、そういう人をそのままお願いするのか、町でそれともその人を頼んでおくのか、その辺の人事になりますけれども、その辺はどのようになっていくのか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） どうも議論が指定管理者というお話になりそうですので、改めて町長の答弁も含めて補足させていただきますけれども、最初の運営については公設公営という形で運営をしていくと。指定管理につきましては一旦公営、我々直営のほうで運営した上で、課題点を探り出した上で指定管理したりとか、そういった部分の検討をしていくという方向性でございます。

あと図書館司書の関係につきましては、担当課のほうから答えさせます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 図書館司書、現在おりますけれども、図書館法で必ず置かなければならないという部分ではございませんが、図書館司書がいることにより、確かな図書館運営が可能になるということでもあります。もし指定管理となれば、指定管理者側の中でその図書館司書を採用していただくとか、町から行くということにはならないのかなとは現在は思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） いつから指定管理を目指しているのか、いつごろからそのめどにしてね、当分は町でやっていく、時期的な問題なんですけれども、いつごろ予定しているのか。というのは、図書館ですと子供たち、学校の下なので、子供たちが出入りすると思うんです。やはりその子供たちに影響を、図書館の影響というのは大なるものがあると思うんですよ。だから、そこは指定管理でお願いしたからいいではなくて、町の子供たちを環境のいい新しい図書館なので、より多くの子供たちに読んでもらうための、そういうするためにも職員の人

の、わかっている人たちのほうがいいのかと思うので、指定管理になると丸投げという感じがするんです、どうしても。その辺のカバーしていかなきゃいけないので、充実させていかなきゃいけないと思うので、いつの時点からそういうふうにしていくのかお知らせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 先ほども申し上げましたが、まずは公設公営という形の中で運営して、その中で今議員ご指摘のような課題等も出てくるでしょう。そういった部分を踏まえて指定管理に移行していきたいというのが町の考えです。ただ、そう遠からずという年数で、何年からという形では明確には今答えるような材料は持ち合わせておりませんので、ただ、5年、10年という形ではないということは明確に申し上げたいというふうに思っています。数年のうちには指定管理というものを目指して進めていければというふうに考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。

人事面であるとか、その運営面でまだちょっと具体的に煮詰まってないような印象受けましたが、私ちょっと聞きたいのは、この運営の時間帯ですね、何時にオープンして何時まで、例えば仕事終わってぐらいの利用できるのか、それは図書館の部分、それから公民館の部分あわせてそういった時間帯、どういった設定で臨まれるのか。あるいは土日ですね、休みの日も利用できるのかどうか、そういった利便性について決まっていることがあれば教えてくださいたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） オープンからの利用形態でございますが、まず公民館については、ほかの公民館と同じような今、朝の9時から夜の9時までということで、それは生涯学習センター内の公民館についても同じと考えております。

それから図書館については、現行の図書館は9時から夕方5時までとさせていただいておりますが、新しくオープンした際は、夕方の7時まで図書の貸し出しが可能にできるように考えてございます。ただ、休館日を、月曜日を休館日にさせていただいて、図書の整理に充てさせていただきたいなと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。1番須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 1点だけお伺いします。

図書館、今現在閉館中とのことでしたけれども、図書の貸し出しではなくて学習スペースと

して利用されていた子供たちがいると思うんですが、現在中学生あたりだと願書の提出書き込みが始まりました。受験シーズンに入った中で、学習スペースとして利用していた子供たちのための代替のスペースみたいなのはご用意されているのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 学習スペースとして、実は次の議案の条例の廃止の部分でもちょっと出てくるんですけれども、その前にご説明させていただきますと、現在図書館が臨時閉館ということにさせていただいて、実質、中で交流スペースがやはり使用できなくなってしまいます。それで、現在の今までご利用いただいている部分ではやはりその辺の弊害が出てきますけれども、実はその代替の部分というのは用意はしてございませんので、何とか子供たちには大変不便をさせていただきますけれども、ほかの施設でご利用いただくような体制を取っていただくしかないかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 学習環境を求めて多分、いろんな諸事情もあってね、そのスペースを利用していたと思うので、例えばですけれども、マチドマであったりとか、アリーナの一角であったりとか、そういった近隣で通いなれた環境の中で、何だろう、特別用意できなくても子供たちって情報少なかったり、どうしていいかわからなかったりと思うので、せめてご案内ぐらいはしていただきたいなと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第141号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第142号 南三陸町オーストラリア友好学習館設置及び管理条例
を廃止する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第142号南三陸町オーストラリア友好学習館設置及び管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第142号南三陸町オーストラリア友好学習館設置及び管理条例を廃止する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、本年12月30日限り南三陸町オーストラリア友好学習館の公の施設としての機能を廃止したいため提案するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、議案第142号についてご説明させていただきます。

前議案でもご説明させていただきましたが、この施設は現在の主な利用としては、図書館を中心に町民皆様にご利用いただいております。この施設は図書館の機能だけではなく、交流室、学習室という部屋がありまして、交流施設としても町民の皆様にご利用していただきました。生涯学習センターが完成することに伴い、図書館の移転作業事務を進めるため、現在の図書館を12月1日から臨時休館とさせていただきます。それにより同じ建物内の友好学習館としてのこの施設の利用ができなくなるため、条例を廃止するものでございます。

施行日は12月31日です。

図書館の移転によるこの施設の今後の活用についてでございますけれども、学校を長期にわたり休んでいる児童生徒を対象にした適応指導教室であるはまゆり教室をこの場所に移転し、ご利用いただく方向で現在検討している状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） オーストラリア友好学習館ということで、オーストラリアという名前がついていることから当時オーストラリアの支援なんかを受けてやられてきたんだと思いますが、オーストラリア側の先方の了解とった上で進められていることかと思いますが、公の施設として終了するわけですが、今後、公じゃなくても何か彼らとの関係を維持した感じで、何か継続して関係続ける考えはあるんでしょうか。

それと、この施設ですね、今後どういった利用があるのか、あるいは解体するのか、そのあ

たりもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 正式に改めてこの建物の簡単に経緯を申し上げますと、震災後3月16日にオーストラリアから捜索隊の皆様が多数いらっしゃいました。そして首相もいらしていただいたりですね、今回のこの施設にご寄附をいただきまして建てられた施設でございます。その後、オーストラリアから、大使館からもこの町に慰霊祭とかには毎年来ていただいていますし、結構寄附をいただいたオーストラリア・ニュージーランド銀行からも毎年交流ということで来ていただいておりますし、それから、我が町のこれまでもオーストラリアに中高生の子供たちがホームステイをしていたり、その辺毎年交流関係が続いております。そして今後も続くものと思っておりますので、今後の関係としてはそういうことに、これからもオーストラリアの皆様とはおつき合いさせていただければと思っております。

それから、今後の活用については、先ほど申し上げさせていただきましたが、子供たちの適応指導教室であるはまゆり教室を、現在第2庁舎の2階、前の議会事務局の部屋であった場所ですね、その場所で事業展開をしていただいておりますが、そこをはまゆり教室ということで移転をできないかということで検討してございます。

なお、この辺の詳細の、オーストラリアの皆様に対するこの辺の計画については、まだ完全にご了承いただいているということではありませんが、今後連絡を取りながらご理解をいただくような方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

前議員も質問しましたがけれども、今後もオーストラリアと友好をともしていく、そして今まで支援いただいたことに対しても、ぜひオーストラリア友好学習館というのを残して、その後にはまゆり教室でも何でもつけていいですので、やはりこのオーストラリア友好学習館というのが大事にしていけたらと思いますので、ぜひ活用されていけるように希望いたします。終わります。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 今回の廃止条例によって、これもあと名称もですね、この名前も消えてしまう状況になると思います。あとこの建物の呼称については、コアラ館という名前がついてありますけれども、規則の中でそれもまあ条例上、法令上は消えてしまいますが、今までもコアラ館として皆様に伝えられてきましたので、そのままこれからのオーストラリ

アの皆様のためにも、この名前は継承していくような形でできたらと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、この後の施設の利用ということで、はまゆり教室というそういう説明ありました。そこで私も思ったんですけれども、はまゆり教室ですと多分人数的にも10人前後、そういうことで確認したかったんですが、教育委員会のほうではそれとあわせてケアハウスのほうも一緒に利用したいという、そういうような動きもあるのかどうか、1点確認させていただきたいと思います。

あともう一点は、先ほど課長の答弁あったんですが、名称というか廃止した後の通称なり何なり、新たに考えるのかどうなのか。

その2点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 1点目のはまゆり教室の利用の関係ですが、一般的にはまゆり教室というふうに呼ばれておりますが、今野議員おっしゃるように2つの機能がございます。もう一つは心のケアハウスというところで、いろいろ心に悩みを抱えているお子さんに利用していただいているというところがございます。このコアラ館をそのような利用にシフトしていくということに当たりましては、引き続きその2つの機能を有した施設として管理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 新たな呼称については現在考えてない状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、おおよそでいいんですけれども、大体今後はまゆり系の利用ですと何人ぐらいの利用になるのか、そのところ簡単にでよろしいですので、その人数的なものをお聞きしたいと思います。

あともう一点、名称というか呼称なんですけれども、これ将来的に決めるのかどうなのか、その点確認。私、簡単に思うには、いろんなあれが使うので、例えばコアラハウスとか、そういった感じだとなじむのかなということをお伝えして質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 適応指導教室の部分につきましては、明確に何人という数字は控えさせていただきます。それから心のケアハウスのほうは、適応指導よりも少し人数が多

い傾向でございます。

いずれにしても、この施設を利用する子供がいなくなるというのが一番望ましい形ではありますが、ただ、現実的にはいろいろな事情で利用せざるを得ないお子さんもいらっしゃいますので、そこはしっかり対応していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 呼称につきましても、やはりオーストラリアの皆様にもいろいろ、これからのことも含めて逐次お伝えしながら、ご了承いただきながら進めてまいりたいとは思っております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第142号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第143号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第143号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第143号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成30年度志中大橋撤去橋梁災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

工事名が、平成30年度志中大橋（撤去）橋梁災害復旧工事でございます。

工事場所につきましては、志津川字助作地内となっております。

工事概要でございますけれども、橋梁撤去工事が主なものでございまして、この橋梁につきましては398号と志津川中学校をつなぐ町道にかかっているものでございます。昭和63年に完成をし、供用を開始してございます。

橋梁の橋長でございますが、記載のとおり34.8メートル、幅員が9.7メートルのものでございます。

入札執行日は、平成30年11月9日に制限つき一般競争入札で実施をしてございます。

入札参加者及び入札状況については、記載のとおりとなっております。

工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から平成31年9月30日となっております。

22ページに仮契約書の写しがございますので、ご確認をお願いいたします。

23ページが位置図でございます。ごらんのように国道398号と志津川中学校を結ぶ町道にかかっているものでございます。

それから、24ページが平面図、それから河川一般図となっております。赤く着色した部分が橋梁部分となっております。この部分を解体をし、解体後に八幡川のバック堤の工事を実施するというスケジュールでございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ないですか。

4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 志中大橋解体ということですが、志中大橋の下を流れる八幡川の上流部分が今、草木で覆われていると思うんですが、あの川の改修とか、そういった工事に関しては今後考えているんですか。その辺だけ1点お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回ちょっと説明が省いたところがございまして、新しい志中大橋が完成したことによりまして不用となった旧橋を撤去するものでございます。

それで、撤去原因につきましては、使用しなくなったということもありますけれども、八幡

川のバック堤の工事に支障になるということが一番でございますので、当然これから川の部分に工事が入ってまいります。それで、自然環境の保全ということで、なるべく河床には手をつけないという1つの原則がございますけれども、常々なかなかこれまでどおり河川愛護活動もなかなかできにくくなっているということをお聞きしていますので、県のほうとも協議をして、余りにひどい部分については対処するように協議したいと思っています。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 説明はわかりましたけれども、とりあえず八幡川の中学校下の部分にぎあざあというような名称の中で川に親しむ場所がありました。今のその形跡はあるんですが、基本的に河川堤防というような今課長の説明受けましたが、河川堤防は今現在の工事場所のどの辺まで河川堤防が続くのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょうど、前の合同庁舎がございましたけれども、合同庁舎のちょっとカーブのちょうど手前でバック堤の工事が終わるといふふうに聞いてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

6番佐藤正明君から退席の申し出があり、これを許可しております。

先ほどの議案で、生涯学習課長より答弁漏れがありましたので、発言を許可します。生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 答弁漏れがございましたのでご説明させていただきます。

戸倉公民館の伝統芸能練習室の大きさですけれども、96.00平米となっております。96.00平米でございます。

それから、各公民館の使用料の質問がございましたのでお答えさせていただきます。歌津公民館が、まず先ほどご説明申し上げましたが5万7,450円、これは29年決算でございます。5万7,450円で、戸倉公民館が2万9,760円でございます。2万9,760円。それから入谷公民館が28万220円でございます。28万220円でございます。

それから、図書館の開館時間でございますが、先ほど平日9時から夕方の7時と申し上げま

した。土、日、祝日については朝の9時から午後5時までということで現在考えております。それからあとコアラ館についての表示なんですけれども、条例上は名称はなくなりますが、これまでクラブ・オーストラリアの皆様が年2回コアラ館の周りの植栽花壇、花壇の植栽について訪問いただいて、お手入れもいただいていることもありますので、コアラ館の看板はこれまでどおり表示するのと、また内装で写真、オーストラリアとの交流のこれまでの経緯の写真についても、これまでどおり展示できればと考えております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） それでは、議案第143号の質疑を続行いたします。ありませんか。

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第143号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

6番佐藤正明君が着席しております。

日程第15 議案第144号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第144号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第144号工事請負契約の締結についてをご

説明申し上げます。

本案は、平成30年度港橋撤去橋梁災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第144号の細部説明をさせていただきます。

工事名につきましては、平成30年度港橋（撤去）橋梁災害復旧工事でございます。

工事場所につきましては、志津川字汐見町地内となっております。

今回港橋につきましては、八幡川のバック堤の工事に伴い、支障となることから撤去するものでございます。

工事概要でございますけれども、旧橋撤去、この橋梁につきましては、昭和37年に完成をし、同時に供用開始をされてございます。

上部工につきましては、橋長が42.1メートル、幅員が8.8メートルとなっております。下部工、橋台が2基、それから橋脚が2基ということでございます。

平成30年11月9日に制限つき一般競争入札を執行してございます。

以下、6から13まで入札状況を記載してございますのでご確認をお願いをしたいと思います。工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から平成31年10月31日としてございます。

次ページに仮契約書の写しがございますのでご確認をお願い申し上げます。

27ページが位置図となっております。赤い丸で囲んだ部分が港橋の箇所でございます。

それから、28ページが詳細図でございます。上から橋梁一般図、それから平面図となっております。赤く着色した部分が今回の工事対象となっております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 工事に当たって何点かお聞きしたいと思います。

八幡川西岸の復興残土、これいつぐらいまでの搬送完了予定か。

あと45号線から、2問目は、45号線から高野会館につながるこの道路、これいつ完成か。

あと予測できる工事完了というのは、この末日の31年10月1日、それまでがっちりかかるというような工事期間でしょうか。

この辺、3点お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目の八幡川の西側の残土の件、私のほうから答弁させていただきます。

旧松原公園といったほうがわかりやすいかと思うんですけども、一時は20万立米を超える高台からの残土、発生土を山積みしておりましたが、現在この残土を区画整理エリア及び震災復興祈念公園のほうに活用すべくダンプ運搬をしているところでございます。最終的には、全くここが盛る、仮置きする前の状態までいくかということとそうではございませんで、ここの南側に県が（聴取不能）をして防潮堤の工事が入ってきます。その裏側につきまして、一定程度の整地工事を町のほうで交付金を使って考えております。その整地工事に活用すべくその活用するための土については一定程度残すと。それ以外の部分については、現在も搬出しておりますけれども搬出を続けるというような考え方でございます。

そうした観点からいいますと、ことし、もう既に今30年の12月でございますが、来年中にはその活用すべく残す土を残して、ほぼほぼダンプ運搬は終わるのかなというような状況でございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点についてお答えを申し上げます。

1点について、高野会館と国道を結ぶ道路の完成時期ということでございますけれども、現在橋梁撤去に当たりまして、当面使うべき道路を工事をしてございます。これについては12月10日から供用開始をしたいというふうに考えてございます。あくまでも仮の道路でございますので、本復旧につきましては、今復興推進課長が申したとおり、土砂が撤去後に本格的な復旧の工事に入っていきたいと考えてございます。いずれどんなに遅くても、平成32年度中の完成ということを目指してございますので、そこはきっちり守っていきたいというふうに考えてございます。

それから、今回の工事の完成時期でございますけれども、工事の工期を考える場合、契約してすぐ現場に入るわけではなくて当然準備期間、それから工事が終わってから後片づけ期間、それから書類の整理期間がございますので、いずれ前後1カ月程度等は想定はしております

ので、今回契約した工期の理想といたしますか、できれば1カ月ほど前に現場のほうは完了していただきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 高野会館につながる道路、仮工事でとりあえず復旧させると。これが12月ですか。（「はい」の声あり）済みません。とりあえず仮工事で復旧させると。そういうことによって港橋ですか、それも解体できるような状況になると。

あと、とりあえず西岸の残土に関しては、今後バック堤とかいろんな形で使うので、全部を運ぶわけではないと、そういった状況の中で32年ぐらいには大体一通りその残土が片づかると、そういった内容だと思います。

建設課長が話したように、45号線から高野会館につながる道路、仮工事と言っていました。この本工事で、結局震災後の復興ということでは原形復旧ということが基本だと思うので、高野会館の周りは以前国道45号線が走り、両方の……片側ですか、道路が立派な道路ありました。そういったことを視野に入れば、その道路の大きさもその辺で大体もう決まってくるのかなと。なかなかまだまだ時間かかって、今請願も出されているような状況の中で、何とか当該事業所と町が調整を取り合って納得できるようなあそこのもとのような状況に戻してもらいたいと私は思います。

あと、港橋を震災遺構として残したいという気持ちもあるのですが、バック堤をつくるということに関して考えれば、あそこを残していくのは難しいかなと今説明を聞いて思いましたが、しかしながら、八幡川の橋、そして伊里前川、水戸辺川、全部橋は被災後の被災橋としては全部なくなって、あそこが最後の橋ということですね。その復旧に向かって町は進めると。何とかこの橋、あらゆる形、構想を考えて、残したりとか生かしていく方法って町のほうではないんでしょうか。それはもう1つも考えないというような方向性なんではないでしょうか。その辺お答えください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 港橋を残す手だてではないかということだと理解をいたしました。

ご存じのように、八幡川は県が管理する二級河川でございます。県も実は国から管理を委託されているという立場でございます。そこに町が土地を借りるといいますか、占用して橋をかけさせてもらっているという、そういう関係になってございます。

今回、その河川管理者側が河川の改良工事をするということになりますので、当然支障となる物件については借りている立場からすると撤去せざるを得ないという状況でございます。

何が問題かといいますと、やはり実推上の問題が多分一番河川の場合は考えなきゃならないということで、昭和37年ということで大変言いにくいんですが、八幡川に関しては河川計画がまだできていないという状況の中で、じゃあどこまで洪水が上がるかというのは正確なものが実は出ておりません。そういう中であれを残すということは、一旦河川計画を立てて、それで支障がないということを町側でしっかり証明をしないと、多分残すことは無理だと考えてございます。1年、2年でできる計画ではございませんので、基本的に地形の調査から、それから降水量の調査、数年間にわたってをして、それで八幡川にこのくらいの水が流れてくると。ですからここから下に物があつては困りますと、いやいや、港橋についてはそれ以上に床版がありますので、工事になっても何ら支障はございませんという多分証明がすればですね、残すことは可能だと思いますが、なかなかそれは予算的なこともあります、時間的にまずもってはそれは難しいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） あの橋の状況等、管理とかそういった面、あと川の河川の大きさ、その辺を考えていけば、やっぱり課長の話した答弁で、今後計画するにも時間がかかると、そういった計画をしていくとなるとますます職員の多忙化に私はつながっていくと思いますので、その辺は私の希望であり、伝承をどうするかと、津波震災の伝承どうするかということ考えた時点でのこういった考えはないのかということ町に聞いたわけです。

しかしながら、本当に震災の跡の形、これって伝承であり震災の風化を防ぐためのものであり、こういった箇所がもう南三陸町にはないのかなと私は思っています。女川には交番がいまだにそのまま残っています。そういったことを考えると、うちのほうの町では防災庁舎が震災遺構の方向性はあるのですが、まだまだ今後議論を尽くさないといけない部分ですが、やっぱりあの防災庁舎に手を合わせる方向性、それっていうのは果たしていいのかなと。やっぱり海のほうに手を合わせると、そういった現実が起こった姿をどこかに残していくと、こういったことが私は必要だと思います。しかしながらも難しいというような今建設課長の話の話を聞きました。しょうがないのかなと思います。伝承とか風化防止、忘れない南三陸町のこの津波被害、そのために何か町の方法でもできればあらゆる方法を考えてどこか残してほしい。海岸線はもう全部復旧工事で埋め立てられて、海岸もすごい状況になったのがもう、この間行ったんですが、もう皆なくなってしまってきれいに整地されていると。どこにも津波の震災の形というのが、被災の形というのが残っていない。私にとってはさびしい限りです。その辺、もう一度何かの機会に町のほうでも震災遺構としての防災庁舎以外の部分をぜ

ひ議論してもらいたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 実は、八幡川については、河口部に水門がございました。それであれを残されないのかということで町長初め県庁のほうに行っていただいて、いろいろ協議をさせていただいたんですが、理由とすれば先ほど私が申したような内容でございまして、残せないということになりました。

実物は残せないんですけれども、映像では残せるだろうということで、バーチャルリアリティーになりますけれども、いろんな角度から水門が見られるような映像のデータは今県のほうで撮っているという状況でございます。港橋についてそこまで映像の数を撮ってですね、そのバーチャルリアリティーのように橋の下をくぐったり、上からのぞいたりというまでの整備は多分難しいんですが、できる限り映像のデータとして残していきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。

港橋ですが、以前、人道橋としてつけかえようというようなことでコンペ、デザインを募ってコンペをされて、2つほど選ばれて報奨金ですか、何か合わせて150万円というような金額、たしかお示しになられたかと思うんですけれども、でも、結局その人道橋というのは設置されないということになったと理解しています。その150万円ですね、結局無駄なことになったのかですね、これは誰がどう、ちょっと言葉悪いかもしれないですけども、尻拭いとか責任がどこにあるのかですね、その辺をちょっと明確にしていきたいなと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） デザインコンペを実施いたしました。平成27年だったと記憶しております。結果、優秀賞2点ということで150万円、議員の質問のとおり支出、結果いたしたということです。前もたしか7番議員から同旨の質問いただいたと記憶しております。

町は実現可能な限りかけたいと、かけようと、実現可能な限り。ただ、お金に限りがありますので、デザインがすごい優れていると、優秀と、たしか審査委員会ありましたけれども、ただ、そうは言いながらも、それが実現不可能な場合も当然にありますということでデザイナーさんにお話をした上で実施をさせていただいたということでございますので、まずもって責任っていろいろあるかと思うんですけれども、町として真摯に検討を重ねた結果、かけないという結論に至ったということについてはこれまで説明をさせていただいてきたと考え

ております。

あともう一点、でも結果的にかけないことになったじゃないかと、150万無駄になったんじゃないのというようなふうにも考えることもできなくはないと思います。ただ、私どもとしては、そういったリスクもある中で実施を決断をしてやった。結果、これは考え方もいろいろあるかと思うんですけども、南三陸町を全く知らなかった方々も含めて二百数十点の応募がございました。多分私デザイナーじゃないんですけども、デザイナーさんの中には1人だけで頑張ってる人もいるでしょうし、事務所を挙げてですね、一生懸命何とかいい提案はということで対応される方も当然にいたでしょうということを考えれば、少なくない方々が今回南三陸町を知り、復興の現実を知っていただいたということも、1つの効果として私は十分に訴えることはできるのかというふうにも考えております。

いずれ、こまい話ですと、法令に照らして違法な支出ではなかったということを確認した中でやっている。そして結果かけることは断念をしたんですけども、このデザイナーさんの方々に対しては町として誠実に、こうこうこういう理由でということの説明も尽くしておりますし、それ以外の方々に対しても南三陸町を知っていただくと、いただけたという効果はあったものと理解しております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 宣伝効果があったというところでもあるんでしょうけれども、断念した理由ですね、どういった、技術的に無理だったのか、あるいは予算的に無理だったのかとか、何か断念した理由があったかと思うんですけども、理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 推進課長からいろんな視点からの考えというお話の中に、当然ながら財政の側からの検討も入りました。総じて言えば、町全体の復興を将来に向けた新しい町の復興を考えていったときの財政的な負担というのは、当然ながら重視した検討がなされるべきだと思っておりますが、無理な投資や、あるいはもちろん効果を期待しての検討費という捉え方もできるかと思うんですが、デザインコンペをして新しい町に期待が持てるようなそういった取り組みの検討としては、前段で申し上げた費用はかかったわけですけども、総じて財政の計画等をして考えていけば、そこでかかってくる費用が国費で賄える分がどの程度かと、それから、それで足りない部分が持ち出しとしてどれぐらいになっていくのかと

いうことを総合的に考えながら財政上難しいという決断をさせていただいた状況でございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 財政的な観点は今総務課長が申したとおりでございます。補足というわけではないんですけれども、私のほうから答弁続けてさせていただきます。

この港橋の人道橋の整備に関しまして、町としてデザインコンペをするに当たりまして、まず災害復旧事業の予算いただける、確保できる予算の範囲内、町の単独費を支出しない範囲で何とか整備することをまず決めてスタートいたしました。

デザインコンペをやった結果、2案と、甲乙つけがたいと。これにつきましては、さらなる検討をして単費の支出がどのぐらいになるのかとか、ないのかという検討は時間をかけて丁寧にやるべしということで2案でございました。

町としてその考え方に沿いまして、費用削減の検討、構造を見直したり、形状を縮小させるなどさまざまな方向から取り組みました。しかしながらどうしても多額の町単費を要する検討結果となりました。

加えて、ネイチャーセンター、八幡川河口の右岸側にネイチャーセンター、自然環境活用センターというんですか、これの整備を予定をいたしておりましたが、財政上、運営上、結果戸倉地区にということがございました。そうしたことを町として勘案して総合的に鑑み、検討をしたわけでございます。

今町長おりますので、町長からあといただいた言葉、私が言うのも恐縮なんですけれども、さかのぼること旧志津川町時代、昭和35年のチリ地震津波で甚大な被害を受けた旧志津川町は、復興事業が完了した後において財政再建団体になったという経緯があるんだということが言われました。

今後の町の財政需要と財政見通しを考えた場合、この港橋の復旧、人道橋に対し相当額、相当額というのは億を超える単費でございます。の充当の可能性があるということからすると極めて難しいと。周辺の状況が公募した時点と比べて環境が変わっているということ踏まえれば、重い決断だけでもこの橋についてはかけないと、かけることはできないという判断を町として決定をしようということでございました。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

この図面、27ページの図面見ますと、海岸、海辺の、当時震災のときのそのままなっている箇所があるんですけども、これから護岸整備、防潮堤の整備に入るわけですけども、そうした場合、一時的にその防潮堤はどの、ぎりぎりまで護岸の、その壊れた護岸ぎりぎりからやっていくのか、どの辺にその防潮堤ができるのか、その工事の入る、車両が入るところがどこなのか、この橋を通らなくて工事ができるのか、もう少しこの辺具体的にご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 旧松原公園の前面の防潮堤の位置については、かなり前になりますけれども計画がつくる段階からまちづくり協議会とその位置についてご協議をさせていただいてございます。当初、県の原形復旧ということなので、震災前の防潮堤の位置に新しい防潮堤をつくるというのが最初の案でございました。しかしながら町民の皆様は、あそこについては松原という名前があるとおり、チリ地震津波前は海水浴場として使われていたと。その写真も見つかりまして、そういうわけなのでできれば海水浴場が使えるように防潮堤の位置をセットバックしてほしいというのが町民の皆様の声でございました。サンオーレ袖浜がございまして、この狭い区間に2つの海水浴場、そこはなかなか実現は難しいけれども、親水性の確保、それから学習の場としての確保ということを考えると、セットバックもやむなしということで、県のほうで現在の位置からかなり陸側に設置をすることで町民の皆様とも協議が整ったという状況でございまして、現在、海の中に残っている防潮堤の残骸と申しますか、コンクリートの構造物につきましては、これもいろいろ議論はございましたけれども、最終的には残せるものは極力残すということで今話が進んでございます。

それと、工事車両でございまして、先ほど高野会館への通じる道路ということでお話をさせていただきました。基本的には高野会館への専用通路ではなくてですね、工事車両も通るという道路でございまして、基本的にはちょうど真ん中辺に今十字交差ならない手前の写真なっておりますけれども、そこから工事車両も進入をするという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） コンクリートの残骸のあるところを今残すということなんですけれども、私も、前議員が志津川の人ですからここに思い入れがあると思うんですけども、私も志津川の南町に親戚あったものでずっと行っていました。ここは松原のグラウンドがあり、マルカノーさんの釣り具屋があり、目をつむると汽車が置いてあったりとして、ここがよくわかります。そうした場合、これからというところの高台になってしまって、現にここで生活した

人たちも、どこどうなっているんだか昔の面影が全然ないということでした。やはりそういうところも、今建設課長が残したいって住民の声があったって、そのとおりだと思うんです。そうした場ですね、この港橋も関連づけて残す、今議案に2億という、2億何がしの工事撤去の額が載っていますけれども、これも一体化すると、先ほど映像で見られるというんですけれども、映像で見られるということ言うんだったら防災庁舎なんかも映像で見られることができます。そういう観点からいきますとね。そうではなくて、やはりここは南三陸町は全世界から震災の町ということで見られているので、やはり当時の面影が残るようなものを何かしら震災遺構というものを残すべきだと思うんですよ。これから教訓にするためにも。この残っていた一部と橋も残れば、この辺が一体となって震災遺構となっていくのではないかなと思われま。そういう観点から、この工事が31年までの契約、10月ですか、これを見ると10月なんですけれども、先ほど県のほうから津波が来ると水が乗るところはだめだといわれていますけれども、この壊れた瓦れき、瓦れきっていったらいいのか、コンクリートというのか、そこと一体化で県に説明できなかつたのか、残す方法でできなかつたのか、その辺、これと別個に考えたからだと思うんですけれども、一緒にその震災遺構としてここを当時の面影を、震災前の町、ここだったんだよ、このぐらいの高さだったんだよというような見せ方をしていくために、もう少し頑張っって県にご説明できなかつたのか、これからでは間に合わないのかもしれないですけれども、ぎりぎりまでそういうものを県、国に訴えていくべきだと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） できなかつたのかと、相手がございますので、相手が納得しない限りはできないんだろうと。

それと、これから交渉どんどん進めていって工事もおくらせても構わないんですが、ただ、そうしてきた場合、このバック堤の工事を誰がやるかということになるかと思ひます。いづれ県は期間内にやるように町のほうに要請をして、支障物の撤去を伝えてきてございます。それは平成32年度までにバック堤の工事を全て終わりたいと、それから防潮堤も完成させたいという思ひでござひます。

今、ほかの自治体ですね、いわれているのが、バック堤の工事に支障となる物件が当該市町村でその工事間に合わないのバック堤の工事を打ち切つてござひます。残つた分はどうするかという、原因者でやっってくださいというのが今県のほうでささやかれているという状況でござひます。

今、この時点が実はタイムリミットでございまして、この時期を逃せば、当然32年度中に終わらない部分については町の施工となると思います。そのとき、じゃあ国が負担をしてくれるかということ、なかなかそこは不透明でございまして、最悪は町の単費を使って復旧せざるを得ないということが十分考えられますので、それは余りにもリスクが大き過ぎる話だと私は考えてございます。

それと、一体的にというお話であれば、極端なことをいえばここに防潮堤とバック堤をつくらなければ一体的に残せるんだろうと、極端な例でございましてけれども、そのくらいの腹を決めて始まらないと、多分今議員おっしゃるようなことはなかなか実現は難しいんでないかというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 仮設の道路とこの防潮堤が海岸からも外れる、少しセットバックしたという説明なんですけれども、この橋も通らない、そして仮設の道路から工事が始まるとなると、先ほど支障があるといいましたけれども、私は支障が出てこないと思われましてけれども、この辺、仮設の道路をつくってそこから出入りするんであれば、何メートルこのセットバックしてこの港橋にどのように接続、邪魔になっていくのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点ほどありますのでお答えをいたします。

港橋につきましては、バック堤の工事に支障となるということでございますので、ちょうど上下流に白く見えてございますが、これがバック堤の部分でございまして。これが橋の部分まで工事を施工していきますので、当然邪魔になりますし、それを橋をよけて工事することは基本的には不可能だと思っております。

それから、取りつけでの本格的な工事がおけると申し上げたのは、ちょうど松原公園に土砂がうずたかく積まれてございます。この部分まで実はその取りつけ道路が入ってこない、緩く勾配を、縦断勾配を緩くできないという状況ですので、この土をいち早く取っていただいて、その後に本格的な復旧をかけるということでして、当然この土砂の中にも一部防潮堤の用地として必要な部分が出てまいります。ですので、基本的にはこの土砂をいち早く取ること、それから橋もいち早く撤去をして、できるところから工事を始めていって、期間内の完成を目指すというのが今の方針でございまして。

○議長（三浦清人君） ほかにありますか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。前者もいろいろ聞いたんで、簡単に伺いた

いと思います。

まず第1点目なんですけれども、今回この場所なんですけど、松原公園も別の場所に移り、そしてネイチャーセンターも建てられなくなって、最終的なこの跡地の利用というか、どのような形になるのか。多分私有地、公有地、こんせつなっているのかもしれませんが、そのところまず第1点伺いたいと思います。

第2点目は、橋は残らないということわかりました。それで、先ほど課長ちょっと答弁あったんですけど、この図で見る壊れたもとの堤防、少し残せるということなんですけど、どれぐらい面影というか程度は残せるのかどうか、お答えできる範囲内で伺いたいと思います。

あと第3点目なんですけれども、将来的に八幡川と水尻川に囲まれた三角の部分なんですけれども、進入路は今回あれしている1本だけなのかどうかの確認もお願いしたいと思います。

あと最後なんですけれども、先ほど前者の聞いた港橋の復旧に対しては、国費がかけられる分と数億の単費がかかるということでしたが、そこでお伺いしたいのは、この港橋復旧の分に関して国費がどれぐらい、例えば費用としてマックスかけられたのか。

関連であるんですけど、現在橋の脚とかつくっている中橋は、これ単費の負担があるのかどうか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目でございます。旧松原公園を含む供用化しております国道45号ですか、その南側の部分の土地利用をどう考えているんだというご質問でございます。あのエリア一体につきましては、多くは町有地でございますが、民有地もございます。一番南側にT P 8.7の防潮堤、宮城県のほうで設置をする。そこにこのエリアの排水をそちらに流していくという関係上ですと、どうしても水勾配取らないと滞水してしまいますので、一定程度整地かさ上げが必要であるというふうに考えておりました。現在当課においてこの八幡川西側地区の整地に関しまして基本計画を策定すべく、コンサルをして調査業務を発注しているところでございます。まずそれが1点で、最終的にはどうなるのかという部分でございますが、町といたしましては、こちらはこのエリアにつきましては市街化は図らずに自然的な土地利用を計画をいたしております。じゃあその自然的なという具体はという部分なんですけれども、現在、当然うちの土木屋だけでは計画、立案、きれいなしっかりしたものができませんので、現在、今後関係部署と、町有地が多ございますのでそういった部分の自然的な活用方策について具体化すべく協議を進めていきたいというのが1点目ござい

ます。

あと、済みません、中橋と港橋の災害復旧の上限はと、じゃあ幾らなのということでございますが、ちょっと私の手元の資料ではですね、保留解除ですかね、で認めていただいて9億弱ということでございました。ただ、デザイン橋を実現するには、まだ当然この費用の積算に当たって基本設計をしたわけではございませんので、類似の橋脚等々を参考にしながら、かつ、原始的なところの線をはじいていただいた結果、この金額ではどうしてもおさまらないというような結論でございました。

あと私の方からもう一点、中橋につきましてはという話でございましたが、中橋につきましては、今ちょっと災害復旧費が幾らでというのはちょっと手元に持ってきていないんですけども、中橋につきましては災害復旧プラス町の単独費用、これも入っております。

わたしのほうからは以上でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点についてお答えをしたいと思います。

1点目、防潮堤を残す部分はどこかということでございますけれども、なかなか口で説明するのは難しいんですが、河口側といいますか、八幡川の河口部分について少し大きくえぐれてございますので、ほぼほぼこの辺あたりから残るんだろうというふうに考えてございます。

それと、高野会館に通じる道路について1本かということでございますが、乗り入れは1カ所でございます。

それから、ちょっと補足でございますけれども、先ほど港橋の災害復旧費9億というお話を申し上げてございますけれども、その中に2億の今回の解体費も含めて9億でございますので、実質つかえるのが7億というふうにご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 第1点目の跡地の利用なんですけれども、今答弁あった自然的利用、それ簡単に言うともだにするというようなことでいいのかなどうか、再度確認させていただきます。もだというのは、当然わかると思いますけれども。

あと2点目、壊れたもとの堤防は残せるのかと、今課長答弁あったんですけれども、何かへこんだ部分ということでちょっとわかりかねたんですが、この27ページの図からすると、ちょうど壊れた部分から何かこう、こういう感じであるんですけれども、その部分がそっくり残るのか、その後ろにバック堤というか防潮堤できるのか、そこの確認、ちょっとわからなかったのもう一度伺いたいと思います。

将来的に進入路は1本だけということなのですが、それで大丈夫、大丈夫というのも変な言い方なんですけれども、ほかに、例えば水尻川に簡単に登れるような避難道というか、そういった形のものができるのかどうか、その点もう一度確認させていただきたいと思います。

港橋の復旧の費用に関しては、9億のうち2億ぐらいが今回計上なるような予算ということなんですけれども、もともとコンペというか、そういったする段階であらかじめわかっていたんじゃないかと思うんですけれども、それに特に前者の説明の中では復旧費がかかるからというそういう答弁ありました。現にこの断念した後にどんどんほかの部分の復興費がかさんでいる中でこういった決断がどういう状況での断念だったのか、もう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目、もだ、もだと、篤とわかります。もだにする気は、つもりは当然ございません。多分ですね、復興交付金を青天井で何ぼでも町の思い通りに使っていていいよということであればいろんな夢のあるような計画ができるんでしょう。ただ、やはり一定の考え方なりをしっかりと説明をし切れるといことがない限り、なかなか認めていただけるものではございません。町としては、今申しましたが、もだにするつもりは当然なくてですね、当課として当然課の中でもいろいろ議論はしております。松原公園だったよねということで、いろんな団体さんから植樹の申し出とかいっぱいありますよねといった部分の活用、例えば松、耐性松とかですね、そういった部分とかも検討できるんじゃないのということ、あるいは景観、いわゆる景観ですね、私も花好きですけども、さまざまな季節、花であるの帯をとということだって当然に自然的な利活用でしょうと。ただ、例えば私が年休とって毎日あそこさ行っている、まあ行ってもいいんですけども、わけにもなかなかいかないという中で、じゃあどうい主体の方々を巻き込んで、そういった景観に配慮し、維持しながらやっていくような方策を考えるのかとか、あとは、例えば家庭菜園のような、都市部なんかにありますけれども、そういったことは考えられないのかとか、いろんなさまざまなアイデアを持っておりますけれども、ただ我々行政、実現するにはいろんな方を巻き込んでご理解をいただいてというには、大変恐縮でございますが、今この状況において、当課13名ではなかなかそこまでおっつかないという状況。あとは今現在調査、設計をコンサルにお願いをしているということ、32年度というのも踏まえて来年度以降、いわゆるみつつとかかってですね、この辺について議論して、西側地区のあのエリアが、何だっけ、もだになったべだと言われなように、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

あと、済みません、最後、私のほうからはコンペでございますが、災害復旧の上限って最初からわかっていたんでないのかというご質問かと思えますけれども、おおむねの金額については捉えておりましたが、ただですね、それを上限ですよというふうに設定はいたしていませんでした。その上限の、そこも当然議論あったんですけども、まずもってさまざまなアイデアをいただくというふうな点に主眼を置いて、あとはそのデザイナーさんの設計意図とかを残した中で変更の協議なりをしてという考え方もできるよねという中で、町としてはコンペの実現の上限というのは設けない、設けなかった。そもそもこれデザインでございますので、あくまでも構造計算とかお金の関係も含めて、全部チェックした上でとなりますとなかなかハードルが高くてというのもございましたので、いろんな観点から検討した結果、上限なりを設定しないという中でさせていただいたというものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点についてお答え申し上げます。

1点目でございます。残す防潮堤の位置ということでございますけれども、河口部にちょっと鍋のつるみたく湾が2つあるかと思えます。その部分が残るものだというふうにご理解をいただければと思えます。もし詳細が知りたいということであれば、当課のほうに来ていただければ図面をもってご説明申し上げたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

それから、水尻川のほうに、階段等の緊急避難用の設備は設けられないのかというご質問でございますけれども、今のところ、全体のその計画が煮詰まっていないという中で、いずれこれ国の土地でございますので、国交省との協議が必要でございます。その協議の時期とすれば、松原公園周辺の利用計画が定まって、確定をした段階でその必要性をどう説明できるかという段階で、もし必要ということになれば、国交省のほうとそこは協議を進めていきたいと思っておりますが、今のところ設置する計画はないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長より丁寧な説明をいただきました。

そこで、跡地の利用に関してはいろいろアイデア等も聞きました。そこで最後、もう一点だけ確認なんですけれども、もだにしないということなので、その雑草の管理ですか、そういったやつはどのようにしていくのか。草刈りの費用捻出というか、そういうことはどのように考えているのか。当面自然的利用する間のことなんですけれども、そこも見ていただかないと本当のもだになってしまいますので、その確認をお願いしたいと思います。

あと、壊れたもとの堤防はということで、皆さん覚えているかどうかわかりませんが、私も議員に復帰した当初、なるべく壊れた状態のまま残せるのならこの近辺も残したほうがいいんじゃないかという、そういう一般質問もした経緯もあります。今回もう町の中、例えばさきに申したように折立の角の部分もしっかりきれいになってしましまして、残るはこの松原のこの部分だけかなと、歌津の地区にまいますとまだまだそういった部分は確認できる部分はあると思いますけれども、そういった意味合いも兼ねて詳しいことはあと担当課に行き確認させていただきたいと思います。

最後、復旧の費用というか、先ほど私聞いた中橋の単費の部分だけあとでよろしいですので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 竜のひげとかタマリユウとかですね、という話なのかなとちょっと思って聞いてはいたんですけども、ともかくのり面とかですね、さまざまな緑地にはいろんな種類の種子散布、種子吹きつけ、厚層基材の吹きつけということやっておりますが、まだ具体的に設計して発注もしていない中で軽々にお話しするのは恐縮なんでしょうけれども、その中にクローバーというのがございます。東の東かな（「西、西」の声あり）ごめんなさい、東の西、ごめんなさい、の公園緑地のほうにもそういうクローバーの種を散布しております。余り草が立たずに雑草も抑えられてというような効果もございますので、費用との見合いも考えると、そういったような種類も検討、工夫してまいる必要があるのかと思います。

あと、中橋の財源構成につきましては、後刻ご説明をさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。最初に、本案に対し反対討論の発言を許します。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。反対の立場で討論をさせていただきます。

今回請願書が出ておまして、請願7の1高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書というものです。その中の趣旨の2番に、港橋を震災前同様生活道路とし、そして有事の際の避難道としてこれを車道橋として復旧することという請願でございます。この請願書は、東日本大震災対策特別委員会のほうに付託されておりますので、この本案144号も同じく東日本大震災対策特別委員会に付託すべきものと考えて、反対の立場討論とさせていただきます。

ます。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 12番菅原辰雄は、本案に賛成の立場から討論をいたします。

そもそも港橋は撤去して新しい橋をつくるということでデザインコンペもしてきた経緯があります。それらの細部に当たっては、先ほど来の質疑の中でも篤にご承知のとおりでございます。そちらがだめだったからこちらを残せということは余りにも乱暴な話であると私は考えます。さらに復興事業も平成32年限りという中で、八幡川河川堤防等工事ももはや待ったなしであるという状況を目の当たりにしたとき、本解体工事の契約を認め、さらに一日も早く前に進むべきであるという考えのもとに賛成をいたしますので、議員諸君の賢明な判断をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（三浦清人君） ほかに討論ありませんか。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番は今議案に反対の立場で討論させていただきます。

復興推進課長と建設課長のほうからいろいろ話は聞きましたが、とりあえずその中にまちづくり協議会という志津川の団体が幾度となく出てきました。その中でまちづくり協議会が最初に求めたのは八幡川の親水性でした。そしてネイチャーセンターに交流人口が来てもらって南三陸町の海に触れてもらおうと、こういった地区民、志津川地区民のことを思えば、何とか残す方策を私は考えてもいいのかなと思います。確かに32年度まで、そしてこのままではバック堤が工事が進まない、そういったもろもろの問題もあるでしょうが、港橋再建は無理でも四万十川のような沈下橋として、また、志津川町、南三陸町ですね、名物として港橋から被災した港橋を見つめる、それでもって震災のことを忘れないような状況ができるんじゃないかなと思います。もうちょっと町のほうには、もうちょっと考えていただいて、この残せる方法を模索していただきたいと思います。そういった面から本議案に反対いたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、順番にいうと賛成でしょうか、賛成の立場から討論をさせていただきます。

最初に申し上げておきたいのは、港橋を撤去してその場所に新しい橋ができないということは私個人としては非常に遺憾でありますし、もともとあの付近に住んでいた1人の町民として八幡川、志津川湾というものは、非常に親しんで育てまいりましたので、そことやはり遠ざかってしまうということは非常に残念でもあります。ですが、志津川のまちづくり協議

会では、もう4年、5年前からでしょうか、何とか震災後のその惨状、現状をですね、一部でもいいから残せないかという議論はずっと行われておりました。結果、県事業を変更させて、今中途半端に残っている防潮堤も全部ぶっ壊して、そこに防潮堤を新しくコンクリートのものをつくるんだという乱暴な計画を撤回させて一部残しましょうという、まさにこれ住民の力の結晶であったろうと思います。ですが、それを今港橋を撤去せずにバック堤の工事をおくらせるということになって、将来南三陸町の単費をもってバック堤をつくらなければいけない、それは町民の命、財産を守るためにはぜひとも必要なバック堤ですからぜひつくらなければいけない、絶対に。それをおくらせて余計な出費をさせるということは、議会に身を置く者の1人として、責任ある立場の人間としてとれる行動ではないというふうに考えます。もう少し考えてほしいという気持ちは重々わかりますけれども、私はぎりぎりまで考えた結果、今の発注に至ったというその後ろにある実情をつぶさに見てきた1人として、どうか港橋の撤去工事は苦渋の決断ではありましようが、賛成をいただいて、復興工事を一歩でも前に進めていただきたいというふうに考えます。

○議長（三浦清人君） 討論を終結いたし……（「はい、反対討論」の声あり）終結いたします。

これより議案第144号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日はこれから全員協議会、それから常任委員会等を開催する予定でありますので、これにて延会することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時37分 延会